

第1日目(6月8日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成22年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号15番・樋口和人君及び議席番号16番・関昭夫君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については去る6月2日の議会運営委員会において協議をしていただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおりと決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日6月8日から6月18日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月8日から6月18日までの11日間と決定いたしました。

議長 暫時休憩といたします。

(午前9時32分)

議長 休憩を閉じこれより表彰伝達式を行います。

(午前9時33分)

議長 この表彰は全国市議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 それでは被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、大変恐縮でございますが敬称のほどは略させていただきます。よろしくお願いいたします。

全国市議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けた者、峠佳一、市議会正副議長在職あわせて4年以上表彰でございます。次に松原良道、市議会議員在職10年以上表彰でございます。以上2名の方が表彰をお受けになりました。大変おめでとうございます。以上でございます。

議長 表彰状 南魚沼市 峠佳一殿。

あなたは市議会正副議長として4年、市政の振興に努められてその功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成22年5月26日、全国市議会議長会会長 五本幸正、代読。

(拍手)

議長 表彰状 南魚沼市 松原良道殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成22年5月26日、全国市議会議長会会長 五本幸正、代読。

(拍手)

議長 ここで市長より祝辞をお願いいたします。

市長 本日ここに全国市議会議長会表彰をお受けになりました峠 佳一前議長様、そして松原良道議員様、おめでとうございます。市民とともに心からお祝いを申し上げますとともに、長年にわたり市の発展にご尽力いただきましたことに深く感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

このたび表彰をお受けになりましたお二方は、その円満なるご人格と市政に対する熱意により市民の厚い信頼を受けてこられました。そして市政の円滑な運営と健全なる発展に終始一貫ご努力賜りましたことに深く敬意を表したいと存じます。

峠前議長様におかれましては町議会議員から継続して8年以上にわたり在職され、市議会正副議長として4年にわたりその要職を遂行されました。また、松原議員様におかれましては町議会議員から継続して15年以上の長きにわたり在職され、市議会議長、六日町議会においては総務文教委員長、議会運営委員長の要職を遂行されました。

お二方ともそれぞれ豊かな識見と卓越した手腕をもって議会の円滑な運営に努めるとともに、執行部と議会の調整役として多大なご貢献をなされました。そのご功績に対し改めて敬意を表する次第であります。

今、国におきましては基礎自治体を重視した地域主権を確立することとしており、真の地方分権改革の推進により地方が主役の国づくりがますます進むものと考えております。今後地方の果たす役割がますます大きくなる時代にあって、地方自治の健全なる発展のために地方議会の使命はますます重大になってきております。当南魚沼市にありましても魚沼地域の中核として重要な役割を担うことになり、議員の皆様方の使命もまことに大きなものがあるかと思っております。

お二方には今後ともご自愛いただきまして、南魚沼市の発展のためにさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。また、このたびの受賞を心からお祝い申し上げます。祝辞とさせていただきます。平成22年6月8日、南魚沼市長 井口一郎。

本当におめでとうございます。

(拍手)

議長 被表彰者より謝辞をお願いいたします。最初に峠 佳一様よりお願いいたします。ご登壇お願いします。

峠 佳一様 おはようございます。このたびは6月定例議会初日の本当に大事なときにこのような伝達式をやっていただきまして、若井議長様はじめ議員各位に心から感謝を申し上げます。

私は、わずかに市議会議員は1期4年しかやっておらず、このような賞をいただくことは何

か恥ずかしいような申しわけないような気持ちでいっぱいでございます。しかも、今ほどは市長様から本当に身に余るありがたいお言葉までいただきまして、本当に恐縮をしておるところでございます。本当にありがとうございました。

今さら言うまでもありませんけれども在職4年間、当時の議員の皆さん、それから井口市長様はじめ関係各位の本当に絶大なるご指導、ご協力、ご支援をいただきまして何とか務めることができました。この場を借りまして改めて心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

4年間の思い出は本当にいっぱいありますけれども、4年間、緊張の連続でございまして、今はほっとしておるということでございまして、不思議と引退してからの方が議会の方がよく見えるような気がしております。これからも議会を陰ながら応援していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

最後になりましたけれども、ここにおられる皆様方のご健勝、ご活躍、そして南魚沼市のますますのご発展をご祈念申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。本当に本日はありがとうございました。

(拍手)

議 長 次に松原良道君よりお願いいたします。ご登壇お願いします。

松原良道君 今ほどは永年勤続ということで表彰いただきまして、そしてまた市長より身に余るお言葉をいただきまして、恐縮しているところであります。私もこの4月で議員生活丸15年がたちました。今この15年を振り返って率直に自分の思いを2点ほど述べさせていただきます。

今日まで私が議員として務められたのは、まず第一に現職の職員をはじめそして多くの退職された職員、そして私の大先輩の議員のそれぞれの皆さんのご指導、そしてご鞭撻の賜物で今日を迎えたというふうに思っております。

もう1点でありますけれども、私は過去に4回の選挙を戦わせていただきました。そのたびに私の思いは、私の後援会組織はまことに盤石である。その結果大いなる皆さんのご支援をいただいて当選させていただき、その多くの皆さんの票の重みを背に受けながら、私にとっては大きな励みでありますし心の支えでありました。重ねて厚く御礼を申し上げる次第であります。

最後になりますけれども私はこの壇上に二度と上がることはございません。しかしながら私に残された任期はもう3年5カ月あります。多くの皆さんが私に期待をしそして負託をされていること、そうした期待を裏切らないように、そして今ここにおられる議員の皆さん、そして南魚沼市の発展のために残された任期を悔いなく務めたいというふうに思っております。

このたびの表彰に関しましては大変皆さんからお力添えをいただきましてありがとうございました。心から感謝を申し上げます御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長 なお、松原良道君におかれましては、去る4月22日に北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられておりましたので、この場をお借りしご報告を申し上げます。

以上で表彰伝達式を終わります。

議長 片付けのため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(午前9時48分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時53分)

議長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長 大変冒頭から申しわけありませんが、本日、議席の上に議員各位あての文書と、それから一般会計補正予算書を差し上げてあると存じます。6月2日に配付いたしました所信表明資料等の一部に誤りがございました。まことに申しわけございませんでした。お手数をおかけして恐縮でございますけれども、訂正をお願いしたいということでございます。

市長所信表明の資料は8ページの前年度純繰越金のところが5,526万9,000円というふうに記載をされておりますが、正しくは5,511万2,000円の間違いでございますので、お直しをいただきたいと思っております。それから第56議案の一般会計の補正予算(第2号)につきましては、印刷時に乱丁、いわゆるページ項の違いがございましたので、そっくり丸正をお出ししております。丸正で差しかえをお願いしたいと思っております。以上でございますが大変申しわけございませんでした。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 おはようございます。平成22年6月定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表するとともに感謝を申し上げますところであります。

ここで3月定例会以降の経過等についてご報告を申し上げます。

はじめに保健・医療・福祉についてであります。

昨年10月厚生労働省は、がんを予防する初めてのワクチンとして「子宮頸がん予防ワクチン」を正式承認いたしました。このことを受けまして、本年度から子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業について検討してまいりました。関係機関と調整を図り、中学1年生の女子を接種費用助成対象として事業を推進し、がんの中でも唯一予防可能とされる子宮頸がんの発生予防を目指してまいります。なお、今年度に限り中学2年生及び3年生の女子についても同様に助成をしたく、対象者の拡大及び接種経費等の精査による当初予算不足額を補正予算に計上いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

重篤な副作用が発生したことから積極的な接種勧奨を控えていた日本脳炎の定期予防接種につきまして、新ワクチンの承認に伴い厚生労働省から第1期の標準的な接種期間に該当する者に対し、接種勧奨を行うことの指導がございました。対象者への啓発と医療機関との連

携をとりながら円滑な接種ができるよう推進してまいります。なお、このことに伴う費用を補正予算に計上いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

平成20年度から自殺予防対策事業に取り組んでまいりましたが、当市の自殺率の低下が顕著であったこと、これについては県から評価をいただいております。今年度は新たに携帯電話を利用したメール相談の窓口としてQRコードを作成いたしました。今後も相談体制の充実とつ自殺予防の普及啓発に努力してまいります。

病院事業は4月1日から、地方公営企業法の全部適用に移行いたしました。これまでの間、トラブルもなく推移をしているところであります。

ゆきぐに大和病院では、3月31日付で外科常勤医師1名の定年退職、4月30日付で婦人科常勤医師1名の退職がありましたが、4月1日付で麻酔科常勤医師1名を採用いたしました。引き続き医師の確保を図り、医療の充実と質の向上に努めてまいります。なお、この麻酔医は南魚沼市の出身者でございますので申し添えておきます。病院機能評価につきましては、具体的な評価項目の確認等を進め、取得に向けて安全、安心な医療の提供に努めてまいります。

城内診療所につきましては、有床診療所となって1年余りが経過し、厳しい経営状況が続いておりますが、6月から医師1名を迎え常勤医師2名体制となり、診療体制の充実を図りながら、引き続きゆきぐに大和病院を始め南魚沼郡市医師会、及び他医療機関のご支援をいただき、地域の皆様に安全、安心を提供すべく努めてまいります。

平成21年度介護基盤緊急整備事業は、南魚沼市で初めてとなる地域密着型小規模特別養護老人ホーム「坂戸楽生園」定員29人が3月中旬に竣工し、4月15日に坂戸地内にオープンいたしました。また、補助金内示の遅れにより平成22年度に繰り越した認知症高齢者グループホーム2施設と小規模多機能型居宅介護事業所1施設については、年度中盤までの開設を目指して設置事業者で準備を進めているところであります。

次に教育・文化についてであります。

学校の耐震化につきましては、繰越事業で最終予定の小学校4校の工事に着手しております。塩沢地区給食センターは、建設工事も順調に進んでおり、予定どおり2学期から稼働するため、本定例会に給食センター設置条例を上程しております。また、浦佐認定こども園につきましては、5月27日に入札が行われ、本定例会に契約の議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

学区再編への取り組みにつきましては、昨年度から説明会を開催してまいりましたが、今年度は範囲を保育園保護者、行政区長へ広げて実施しております。また城内、大巻、五十沢の3中学校区と上田地区につきましては、各集落への個別説明、意見交換会を計画しております。

国際理解教育では、5月末に財団法人日本国際協力センターの青少年国際交流事業でアジアの青少年のホームステイを受け入れ、小学校で「国際科」の授業に参加するなど交流を進めております。

次に環境共生についてであります。

総務省の委託事業「緑の分権改革」推進事業につきましては、平成22年3月議会でご決定いただき、3月31日付で県と再委託契約を締結したところです。当市の課題であります地盤沈下対策等に対応するため、地下水熱を利用した屋根融雪・冷暖房住宅を建設し実証実験を行うとともに、太陽光発電、小型風力発電も併せて設置し、豪雪地での耐久性・有効性等を検証しようというものであります。また加えて当市における森林の整備状況を調査し、今後期待される温室効果ガス削減及びそれらによって生じる環境価値の調査を行い、カーボンオフセット制度導入に向けた課題を検討いたします。関係団体等による事業推進委員会を立ち上げ、持続的・発展的な事業となるよう議論をいただきたいと考えております。

廃棄物の適正処理と不法投棄対策は、巧妙な手口が現れるなど年々難しさを加えており、3月中旬から5月の連休明けまでの間、新潟県内一斉に無料回収業者が進出した事案につきましては、国・県との連絡を密接にしながら対応してまいりました。全国的に拡大する傾向にあり、国でも注視をしているとのことであります。リサイクルシステムの崩壊に結びつくことも懸念され、また国外への輸出を仲介する組織の問題等もあって、極めて難しい対応を迫られております。

本年度は、可燃ごみ処理施設のストックヤードと楨形山処分場の建設事業があり、年内完成を目指しそれぞれ準備を進めております。建設当時から安全性に対する地元の認識が高い施設でありまして、十分に配慮してまいる所存であります。

次に都市基盤についてであります。

国土交通省では平成22年度において、既存の交付金と従来の補助金を原則廃止とした、新たな「社会資本整備総合交付金」を創設し、2兆2,000億円の予算計上をしたところがあります。当市におきましては、事業費で8億8,492万円、国費ベースで5億2,539万円の配分がありました。景気対策からも早期発注に努めております。

国道17号六日町及び浦佐バイパス、並びに国道253号八箇峠道路の直轄道路整備につきましては、平成22年度予算の箇所付けが3月末に公表されたところがあります。大幅な事業費の削減となっており、一時、新聞等で事業凍結候補と報道された六日町バイパスにつきましては、用地買収費及び設計等の調査費として2,000万円の予算が確保されたところがあります。今後、事業の促進に向けてさらに国に働きかけていきたいと考えております。

また、国道17号線沿線の六日町市街地、これは鎌倉沢川から十二沢川の間であります。これでは防災・景観等の観点から電線地中化が計画され、一部区間の工事の発注もされているところがあります。また県営事業では国道291号坂戸バイパス、八海橋の整備など23カ所の道路改築や歩道整備等の推進が予定されており、その他河川、砂防関係につきましても十二沢川改修工事や石打沢通常砂防工事などの継続事業8カ所が、さらに湯沢砂防事務所では、登川水系の登川床固工群、水無川水系のマス沢砂防堰堤、三国川水系の野中沢第2号砂防堰堤工事などの6カ所が予定をされております。今後とも事業の推進について、引き続き関係各位のご尽力をいただきながら、国県に強く働きかけてまいる所存であります。

斎場改築工事につきましては、4月中に火葬炉5基と火葬炉集じん装置、その他斎場で使用する大型機械の搬入がほぼ完了いたしました。5月末時点までの建築本体工事の進捗状況は68パーセントであります。今後とも斎場利用者、葬祭業界及び地元関係者からご理解ご協力をいただきながら、9月1日供用開始に向けて安全第一に工事を進めてまいります。また、指定管理者の公募を実施したところ4社から応募があり、選定審議会を経て候補者を選定いたしました。本定例会において指定管理者の承認をお願い申し上げるところであります。

次に産業振興についてであります。

はじめに農業関係につきましては、国は平成22年3月に今後の新しい方向を示す「食料・農業・農村基本計画」を策定いたしました。その中で食糧自給率を供給熱量ベースで平成20年度の41パーセントを平成32年度には50パーセントに向上させることを目標としております。この目標を達成するため、戸別所得補償制度や水田利活用自給力向上事業などの取り組みのほか、農業・農村の6次産業化などを推進していく方針であります。

戸別所得補償モデル事業につきましては、米の「生産数量目標」に即して生産した販売農家・集落営農に対し、飯米用として10アールを除いた面積に、一律10アール当たり15,000円を支給する限定部分と、当年度の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額をもとに支給する変動部分からなっております。

当市への生産数量目標につきましては、昨年より526トン減の2万2,427トンで配分されておりますが、昨年に引き続き佐賀県より県間調整分1,855トンが成立し、希望者に対し配分しております。これを踏まえ、各地区において2月22日から3月10日まで178会場で説明会を行い、現在加入申請書の取りまとめ中であり、このような農政転換の大きな流れの中、魚沼米のブランド力を高め、本事業が生産数量目標の確実な実施につながり、地域経済の活性化につながりますことを期待しているところであります。

次に商工業関係であります。中小企業に対する資金繰り対策として実施しております、県のセーフティネット緊急保証の認定状況につきましては、今年1月から4月末までの認定件数が83件で、昨年同期の299件に比べ大幅に減少しております。リーマンショック以前の状況にまでは回復はしておりませんが、比較的安定してきているというふうに思われます。

雇用情勢につきましては、依然厳しい状況にある中、被災地域緊急雇用創出事業、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業などを活用し、16事業で180名（これは延べ人数になります）を雇用いたしました。引き続き雇用確保対策に努めてまいります。

観光振興についてであります。今シーズンのスキー関係は各スキー場とも安定した積雪があり、入り込み客数は約11万4,000人で前シーズン比2.6パーセントの増加となりました。しかし、ご承知のように昨シーズンが記録的な少雪で、入り込み客数が大きく減少した数値との比較でありまして、スキー人口の減少に歯止めがかかったとは言えない状況であります。今後もスキー産業の活性化に向け知恵を絞ってまいりたいと考えております。

昨年度の市内全体の観光客入り込み数は、天地人関連が好調であったことから対前年度比34パーセント増の468万1,000人でありました。

アフター天地人の一環として4月11日にオープンいたしました「戦国EXPO」につきましては、おかげさまで5月8日に入場者数1万人を突破いたしました。今現在、先週末までで1万5,000人をちょっと超えたところであります。開催までの準備期間が短かったことや、大河ドラマのようなマスコミ支援もない中での運営であります。今後さまざまな企画宣伝活動を展開し多くの観光誘客を図るとともに、活性化の熱意が地域全体に盛り上がることを期待するところであります。

アフター天地人事業として、商工会青年部を核とし、大和地域を中心とした実行委員会で検討してまいりました「南魚沼グルメマラソン」につきましては、去る5月12日の締め切り時点で全国から3,270名の参加申し込みがありました。6月12日開催に向け、大会が成功裏に終わりますよう関係者で鋭意準備を進めております。詳細につきましては、6月1日号の市報に折り込みチラシを掲載し、市民に周知したところであります。

「兼続公まつり」につきましては、今年度から7月17・18・19の固定日で開催することとなりました。直江兼続公生誕450年際も同時に開催する予定で現在準備を進めております。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

組織機構の本庁集約に向け、本年10月に福祉保健部の移転を予定しておりましたが、取得予定のJA建物の耐震補強工事の必要性が生じました。工事中は使用を中止しての大規模な耐震補強が必要な状況であり、JAと協議の結果、市が建物について寄附を受け、全体の耐震補強、エレベーター設置、必要な箇所の改修を行い、その後1階部分をJAへ賃貸することで基本的な合意となりました。なお、JAは工事中自己負担で仮店舗営業を行うこととなります。このため福祉保健部の移転は工事の終了後に延期せざるを得ないこととなりました。また、このことについての負担付き寄附の受け入れに関する議案をお願いするとともに、当面必要な補強設計業務及び実施設計業務委託費1,000万円を補正予算に計上しましたのでよろしくお願いを申し上げます。

平成22年度当初予算において計上いたしました公民館分館事業を地域づくり協議会に移管するモデル事業、これは蕨神地区では実施しております。これにつきましてその後大巻地区、五十沢地区、城内地区の各地域づくり協議会からモデル事業への取り組み希望がありました。本定例会に補正予算を計上しておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

大原運動公園整備事業につきましては、5月27日付で検討委員会から諮問に対する答申がございました。総合計画上では平成23年度に基本設計、用地取得の予定でありましたが、市はこの答申を踏まえ9月議会に基本設計の予算を提案すべく内部の基本方針を固めたところであります。なお、検討委員会の基本構想中間答申案のパブリックコメントにつきましては、17名の方から貴重なご意見をちょうだいいたしました。また5月24日には市民有志から1万9,212名の反対署名が提出されましたので、これらも踏まえ将来を見据えた市と

しての基本方針を考えてまいりたいと思っております。

消防庁舎建設につきましては、5月27日に入札が行われ、本定例会に契約についての議案を上程しておりますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。新庁舎は鉄筋コンクリート2階建て、延べ面積2,043平方メートルとなるところであります。

会計閉鎖期を終え、歳入歳出決算見込額がまとまりましたので、平成21年度の一般会計及び事業会計の決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計につきましては、形式収支は7億3,379万円で繰越事業充当財源を差し引いた実質収支見込額は5億4,885万円となりました。今回は補正予算で必要とする額のみを計上し、全額につきましては、税あるいは交付税が決定する9月補正で措置いたします。

病院事業会計につきましては、収益的収支 これは税抜きであります で総収益38億7,023万円に対し総費用41億5,741万円となり、差し引き2億8,718万円の純損失が生じる見込みであります。内訳は、ゆきぐに大和病院で1億9,444万円、城内診療所9,274万円。そして資本的収支では、これは税込みであります、7,182万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

水道事業会計につきましては、収益的収支、これは税抜きですけれども総収益25億1,050万円、総費用22億9,860万円で、差し引き2億1,190万円の純利益が発生する見込みであります。資本的収支では14億680万円の不足額が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。また配水量は841万1,300立方メートル、有収水量654万5,900立方メートルであります。

一昨年からの厳しい経済情勢は、地方にあって景気回復の兆しが明確に見えてこず、依然として厳しい雇用状況が続いております。先の臨時会において、緊急経済対策として住宅リフォーム補助事業をご承認いただきましたが、市としても事業創出により雇用の場を確保し、地域に元気を取り戻すための施策に取り組んでまいります。

私は市長就任以来「何事にも、前向きに、自分の信じたことを、決してひるまずに勇気を持って進めば道は開ける」このことを政治信条として貫いてまいりました。今後とも「希望溢れて伸びるまち」を目標に、一步一步着実に進む所存でありますので、引き続き議員各位のご指導をお願い申し上げます、所信表明といたします。

なお、今議会の議案提出案件19件、内訳であります。条例3件、予算2件、その他14件であります。議会の皆様方から十分にご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号 所掌(所管)事務継続調査に関する調査の報告を行います。議会運営委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口議会運営委員長 それでは議会運営委員会の報告をさせていただきます。3月定例会以降の当委員会に付託されました継続調査についてであります。まず第1回目の委員会ですけれども、平成22年5月19日木曜日、委員8名の出席を得ております。また、

正副議長からも出席をさせていただいております。

調査の内容につきましては、執行部それぞれの担当部署の部長、課長の出席を求めて、臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関する調査事務を行っております。

調査の事項でありますけれども、第1回南魚沼市臨時会の運営について、会期及び議事日程、また、執行部の議場配置についてということで、これについては臨時会の当日に皆様方からご承認をいただいております。また、今日行われました全国及び北信越市議会議長会の永年勤続表彰についても調査を行っております。

続いて第2回目でありますけれども、平成22年6月2日、委員8名全員の出席と正副議長からも出席を願っております。また、執行部それぞれ担当の部署の部長、次長、課長等の出席を求めて、今定例会の会期及び議事日程等の事務調査を行っております。

調査事項についてでありますけれども、平成22年6月南魚沼市議会定例会の運営についてということで、会期及び議事日程、これにつきましては先ほど皆さん方からご承認をいただいております。また、請願の取り扱い、意見書の取り扱い、そして議員派遣についてということで調査を行っております。また、私どもの議会運営委員会の閉会中の開催についても協議を行っております。以上であります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 総務文教委員長・関 常幸君の報告を求めます。

関総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の所管事務調査についてお手元の資料に沿いましてご報告申し上げます。調査事項、調査の状況、調査の内容につきましては、1ページに記載のとおりでありますのでご覧ください。

調査事項1の坂戸城跡につきましては現地調査も含め調査いたしました。13ページをご覧ください。坂戸城跡は昭和54年3月12日に国の指定を受けまして、39年間経過をしております。その整備計画年度は平成7年度から35年度までの29年間の計画でありまして、今回説明を受けましたのは22年度からの近年のものについてで、城主跡の石垣の問題について調査をいたしました。14ページの地図をご覧ください。特に調査をいたしましたのは、土地の公有化を図る、公有化をしていくということでありまして、太線になっている所、面積にして761平方メートル、230坪あるわけであります。そこを公有化していこうということでありまして、対象者が300人おられるということであります。

質疑につきましては4件出てきてありまして、内容につきましては2ページ、3ページをご覧ください。主な質疑内容といたしましては、民有地でありますものを公有化する状況、計画について。それから全体的な計画について、地元での植栽等があるわけありますのでそれらの点。それから不在地主。それから文化財指定の範囲等はどうなっている

のか、というような質問内容でありました。

調査事項2の中学生海外派遣事業についてであります。資料の15ページ、16ページが載っておりますけれどもご覧になってください。中学生海外派遣事業は国際理解推進事業の3本の柱のうちの一つの事業であるというような説明の中で、この海外派遣事業についての目的等の説明を受けました。その事業の内容につきましては、15ページの下段に記載をされておまして、今年の3回目が8月17日から出発をするというような内容であります。16ページには第1回の海外派遣事業に行ってきました中学生の感想等が記載をされておりますのでご覧ください。

質疑につきましては9件の質疑ができました。主な内容といたしましては、行き先のことについて、ここのところについての考え方。それから観光という視点からも大切ではないかというふうな内容。それから海外派遣については安全、安心というものが大事なわけけれどもそこらあたりの問題。それから現地はしっかり下見や調査はしているのか、引率についても万全かというふうな内容でありました。

調査事項3の防災計画でありますけれども、資料につきましては17ページから24ページに添付資料が出てきております。説明の中で、18ページをご覧になってください。ハザードマップにつきましてはほぼ配布されておりますが、まだできていないのが水無川、このことにつきましては今年度作成をして説明会をするということでありました。土砂災害のハザードマップにつきましては、指定は18年に受けているわけでありましてけれども、マップについては一番右側、22年今年度中に配布をする予定であるというようなことで、地域ごとにあります。新たにハザードマップが土砂災害で指定をされたのが、20ページ寺尾、坂戸、欠之上から。22年の3月に指定されておりますので、それらもあわせて今年度中に配布をするというふうな内容の説明。

それから22ページから地震の関係につきましては、六日町断層についてこの資料により22、23、24と説明を受けました。あわせてこの前後に十日町断層のことも出ましたが、これは今後、資料、説明があり次第、情報については知らせるというふうな説明を受けまして、質問につきましては6ページに記載のとおりであります。

調査事項4、図書館（情報館）の整備検討委員会についてであります。資料につきましては25、26ページに添付されておりますが、そのほかに私どものところには図書館整備基本構想、8ページにわたる内容のものも資料といただき説明を受けました。検討委員のメンバーは26ページに、それから25ページには今までの検討委員会の開催、経過等の話をいただきました。基本整備の内容についても説明を受けました。その中で6件の質疑がありましたが、主な内容といたしまして、図書館の場所について、それから図書館の名称や蔵書数、図書館の内容等について、それから委員は現在の図書館の現況把握とか視察等のことについて質問が出てきております。

調査事項5の大原運動公園整備検討委員会についてであります。資料は27、28ページ、ここでの添付は2ページでありますけれども、私どもに資料として出てきた基本構想は、野

球場の整備について、多目的グラウンドの整備について、クラブハウスの整備について、公園環境の整備について、その他総合体育館等も含めた関係という5項目にわたって検討委員会の基本構想の説明を受けました。11件の質疑がありましたけれども、主な内容といたしまして大原運動公園を観光面からの位置づけというふうな視点、それから少年野球をする上での問題はというような視点、それから屋内練習場、それから既存のグラウンドや野球場の集約等の問題、そして野球場整備に金額はどのくらいかかるのかというようなこと、それから大会等の利用等々の日程についてというようなものが主な質問として出されてきております。

その他といたしまして、税制改正に伴う主要な改正点についてということで説明を受けました。以上で報告を終わります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 二つほどお願いいたします。6ページの防災計画ですが、ハザードマップについての調査が主であったかと思いますが、資料の中に六日町断層というのが出てまいりましたので、これを含めての防災計画をこういうふうにつくっていく、あるいは防災センターについての説明、質疑等がなかったように思いますけれども、その辺をちょっと確認させてもらいます。

もう1点は、図書館整備検討委員会の方ですが、電子書籍ということが非常に盛んに報道されております。この部分についての説明又は検討しようというような意見も全く出なかったということでしょうか。

関総務文教委員長 1点目の防災の地震の関係については、そういう質疑等はありませんでした。

それから2点目の図書館の件であります。直接的に電子関係の、という質問はありませんでした。けれども、質問と回答の中で、名称の中で情報館という言葉は取り除きましようということでもありますけれども、今はそういうふうなことも電子というのは説明を受けておりますので、そういうのは入っているというふうな中で私どもが認識をしております。直接的にはそういう質問はありませんでしたけれども、以上であります。

山田 勝君 1点だけお願いします。情報館についてであります。失礼しました、図書館についてであります。十日町情報館が委託運営をしているわけですがけれども、非常に運営が厳しいというか、若い人の臨時の方の出入りが多いような話を聞きました。運営主体についてのこととか、その委託についてのこととかそういった議論はありませんでしたか。

関総務文教委員長 そういう運営とか委託関係等につきましては質問は出ませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 産業建設委員長・牧野 晶君の報告を求めます。

牧野産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会について報告をさ

せていただきます。まず日程の方、期日・調査の状況についてですが、今回、産業建設委員会は3日やりました。まずは4月20日、全員出席で執行部、総務部長、産業振興部長、商工観光課長、社会教育課長、六日町街づくり株式会社事務局長の出席を求め、事務調査を行いました。

1日目の調査事項については、街づくり株式会社の現状についてと株式会社ウオロクの店舗出店の申し込みについてを行いました。まず最初のこの報告、2日目のこの冠の報告だけまず最初にさせていただきたいと思うのですが。

また続きまして、5月11日、委員全員の出席で行いました。出席者は、執行部は水道事業管理者、産業振興部長、商工観光課長、農林課長、水道課長、下水道課長の出席を求め、遠隔監視システムの現状について現地調査を行いました。また、六日町浄化センターの現状と将来性について。スキー場の入り込み状況については現地調査も行いました。戸別所得補償モデル事業の取り組みについて、以上の4点について5月11日は行いました。

それで3日目ですが、こちらについては5月28日、委員全員の出席にて行われました。調査の内容については、執行部、総務部長、産業振興部長、教育部長、商工観光課長、社会教育課長の出席で、株式会社ウオロク開発部特任部長の参考人出席を求め、事務調査を行いました。調査事項については、株式会社ウオロクの店舗出店申し込みについて都合3日行いました。

それではまず1日目の説明からさせていただきたいと思います。まず事務局長から資料に基づき説明がありましたが、平成19年度、20年度は赤字でしたが、21年度は黒字になりそうだ。これは市からの支援である駐車場等を含めた中での増であるということでした。

また、新しい事業として平成21年度の6月から携帯メールによる販促活動をしているが、まだ280人ほどしかなく、余り会員がいなくて普及していないということで残念がっているような状況でありました。

また、21年度については除雪が、非常に雪が多かったので大変だったということでした。過去はボイラーで消雪していたが、1カ月に1,000万円ぐらいかかったということで灯油の高騰もあり断念し、機械除雪をし、ダンプと重機を組み合わせれば搬出すれば大変お金がかかるので、現在はわきへ押しつけて様子を見つつ下へ落とし、駐車場わきへ運んでいるという除雪の方法をとっているということでした。

質疑について。組合生活センターの敷金は年割で返す話になっているが、またスポットの敷金の取り扱いはどうなっているか。約定では敷金は1年猶予後に返済するなどになっているが、金額が大きい敷金であったため10年延長の契約変更をして返済している。約7,000万円残っているそうです。今現在入っているところの敷金は6,400万円を預かっているそうです。

また質疑として、空き店舗対策としてテナント再配置の検討が進むようだが目標等という質問に対して これは事務局長です。先ほどの敷金の取り扱いについての質問も街づくり株式会社の事務局長の答弁です。今回の答弁についても事務局長がやっておりますが、ラ

ラを今後どのようにしていくかという基本コンセプトをつくった中で、核店舗が2～3店必要だという発想になった。最終的な目標は9億円の高度化資金返済をしていく考えということでありました。この9億円の高度化資金返済というのは、現在、機構の方へ28年9月までに半額を返済しなければならないというふうな話があり、今後何らかのこれの返済がない場合は差押えをすとか、また延滞金を取るということで、非常に大変重荷になっているという説明がありました。

テナント会の再配置等に関しては、売場位置が重要だと思うが、テナント会はかかわっていないでララ本体の方で協議をしてやっているということでした。

累積赤字については、累積赤字は4億6,900万円。残っている株式資本は3億6,300万円。未払金は1億1,400万円あるということでした。

一部の意見、市民からの意見として、冬期間のララの駐車場を市職員用として利用しないようにという意見があったがということでした。これには産業振興部長が答えまして、実際に雪の影響でララの駐車場が手狭になる状況はあるが、職員にも自覚を促しながら極力対応できることはしたいが、当面は市との契約の中で対応していきたいという答弁でした。

店舗の実態は知っておきたいため、各店舗のプライバシーに触れない程度の情報分析提供をしてほしいという質問がありましたが、事務局長の方では提出できるものは提出したいが、なかなか提出できないものもあるので可能な限り提出をしていくという説明がありました。

また、補足としてになりますが、株主総会が毎年例年6月20日以降に行われているので、その前に資料を出すというのはちょっと商法上、また株主としての説明義務という点でもちょっと問題があるので、現段階、この段階では資料の一番新しい21年度の資料提出は出せないということが答弁でありました。

また、質問の中で、これから出店をしようとしている今模索している大型店と、ララでの客層・購買されている品物は影響があると判断されているかという質問に対して、事務局長の方は、大型店の情報は耳に入っているが、ララがどのようにというところまでは調査も検討もしていない。当然、ほかが出てくれば競争になるだろうという答弁でした。

また、仮に街づくり会社がつぶれた場合、市はどこまで責任を持つのかということでしたが、産業振興部長の方は、ララは中心市街地の拠点施設であり、継続させるかたちというのでも必要ではないかというふうな個人的な認識みたいなものも説明をされておりました。万が一の場合、当然市で支援策も考えていかなければならない点もあるのではないのかなという思いを語っておりました。

1日目の2件目のウオロクの出店申し込みについて。総務部長、社会教育課長から資料に基づき説明がありました。南魚沼市の小売店の販売額は県内8位で709億円ほどであるため、売り上げ585億円のウオロクは相当大きな会社になると思う。案では売場面積2,500平米程度であるので、原信六日町店ほどの大きさの売場であるよさだという説明が総務部長の方からありました。

また、補足として、資料4ページの考えられるメリットとして、土地による収入、これは

はっきりはわかりませんが2,000万円から3,000万円ぐらいではないか。また、固定資産税の収入増、概算だが500万円程度になるのかなとか、業績にもよるが法人市民税による収入、また、雇用の増200人程度の雇用という話がある。店舗建設事業によって店舗建設は16~17億円程度の建設費がかかるのではないか。地域経済への波及・活性化、相乗効果などがあるのではないか。

また逆にデメリットとしては、当然地域への波及効果もあると同時に近隣商業・小売業への影響があるのではないか。また、商工会からもちよっと反対の意見が出ているという説明がありました。市民会館の駐車場の支障。年間40回以上あるイベントの際、支障になるのではないか。災害時の避難場所として空き地がなくなるのではないか。ララへの影響と市街地の空き店舗増加が懸念されるというデメリットの説明がありました。

既存の駐車場は普通車で約390台駐車できるスペースがあり、ウオロクから幾つか示された案では、同規模もしくは少ない駐車場台数であるということでした。また、冬場は雪により駐車場が狭まってくるため問題があるのではないか。また、都市計画、商工観光、社会教育、総務で検討する場を持ち、中心市街地・中心商店街の活性化の材料となるのかの観点で検討していきたいという考えのことでありました。また、商工会の意見を伺った上で最終判断を市長がしていきたいという考えで、市としては現段階では、推進、拒絶のいずれの立場でもないという説明がありました。

以下のこの点について質疑がありました。答弁者は執行部であります。用途変更、民間への有料賃貸だと議会の議決は必要ないのか。普通財産を貸すわけなので議決は必要ない。売買の場合は議決が必要であるということでした。

また、資料中に、南魚沼市がかつて市民会館駐車場の一部を商業ゾーンと一考していたとの情報がありということですが、旧六日町時代に市民会館の砂利部分は、ショッピングをできるようにしたいという思いがあったということの話であるそうです。

駐車スペースによっては、大イベント開催時に大型バスも駐車制約されかねないと思うがについては、平成21年度で1,000人以上のイベントが年に22回開催されたが、現状でも駐車場は不足している。どうしても競合する、要は仮に出店が決まったときに競合する時間帯があるため、イベント時等、買物客に占有され駐車ができないときになれば、非常に懸念をしているという説明がありました。

また、ウオロクの出店申し込みについて次のような意見がありました。例えばウオロクとしてどういう戦略・方向性を持っているのか、委員会で来てもらって説明してもらった方がいいのではないかという意見がありました。要はウオロクの意見を聞きたいので委員会に呼んできたかどうかということですので、それについては3回目の委員会でやりましたので、また後で説明いたします。

また、懸念している声として、やはり雇用を生む反面、撤退・縮小していく会社が出てきたらプライゼロではないかという意見もありました。また、ララへの影響が大きいのではないかという意見もありました。このような点が1日目、街づくり株式会社とウオロクの出

店舗申し込みについてです。

2日目の調査に入ります。説明させていただきます。遠隔監視システムの現状については、27ページです。水道課長から資料に基づき説明がありました。この中で水道施設の集中管理を行うことにより、給水サービスの水準の統一、管理の一元化、維持管理経費の削減を通じた経営効率化を図ることを目的として今、整備しているということでした。遠隔監視システムの整備工事の決定額は約9億3,912万円、指名競争入札により6億6,034万5,000円となり、請負率は70.3パーセントとなったということでした。また、補助率は1億6,700万円で全体の約25パーセント、起債は4億9,900万円で全体の74パーセント、自己財源は370万円程度になっているという説明でした。

質疑については、昨年基本料金を半額にしたが、工事費の高い老朽管更新について影響はないかということでしたが、遅れる原因とは考えていないことで今後も続けていきたいという説明でありました。

また、下水道工事は25年度には終了するが、老朽管の更新はそうではないと思うけれどもどうなのだと。可能であれば28年度までに完了したいという説明でありました。

2番目の浄化センターの現状と将来性について。農業集落排水については、耐用年数の経過、老朽化等によって今後改築の投資が求められていることが予想されているので、今後、独自でその建物、建物で改修していくのか、施設ごとで改修していくのか、それとも公共下水の中に流し込んでいくのかということが今後の課題となっているということで、ちょっと検討しているということでした。

浄化センターの現状と将来性についての主な質疑として、六日町浄化センター全体の処理能力約28トンのうち、現在約16トンで処理をしている。これから農集をどれだけ引き込めるかは重要であり、農集のつなぎ込み率は高いがどう考えるか。農集は早いところで平成2年から稼動しており、改修が必要になり、つなぎこんだ場合の費用対効果等を考えていかなければならないという説明でした。

農集の場合、負担金がとても低く抑えられている。公共下水道に流し込むとなると、その差額が若干出てくるのではないか。使用者に負担を求めないと考えなければならぬという説明でありました。(「委員長、簡略におねがいします」の声あり)はい、了解です。

それでは3番目のスキー場の入り込み状況について。主な質疑は、今の人口形態スキー人口からすれば、100万人をベースとして考えて産業を行っていかねばならない。その中で冬季の雇用、またそういう点を強く考えていかねばならないという質問に対し市の方では、観光協会だけに任せるわけではなく、さまざまな関係者を集めた中で今後取り組みが必要だと考えているという説明がありました。市外から大勢来ていただいて宿泊等で経済効果を上げていくほか、こういう点については大切な底上げを図っていきたいという説明がありました。

4番目、戸別所得補償モデル事業の取り組みについてに入ります。この事業は目玉事業としてスタートしましたが、大和・六日町並びに塩沢地域の水田農業確立推進協議会が窓口

なって事業を進めているということでした。

質疑について、塩沢地域と大和・六日町地域の申請時期がずれているが、何か問題があるのかというような質問がありました。それに関しては地域の取り組みでこのような状況になっているという説明でありました。あと、以下の質疑については中を見ていただければと思います。

それでは3日目に入りますが、51ページです。参考人の株式会社ウオロク開発部部长より資料に基づき説明がありました。部長さんは湯沢の方に過去、昔むかし何か飯場で働いていたなんてことで非常に六日町の過去の繁栄を知っていて、通るたびに市民会館の駐車場を見て、ああ何とかしたいなという思いがあったということをお話しておりました。

また、あとウオロクさんの部長の話では、一方的な希望の話としては平成24年11月半ばの正月商戦前までのオープンを目指しているという説明がありました。なので逆算すると、あくまで希望ですがということで、今年度の秋口には出店計画の承認をいただければという説明がありました。

質疑については、ウオロクの戦略として年商1,000億円を目指して関東進出をするため、東京への上り道としてここに拠点を築く考えではないか。これについて特任部長の答弁は、現在890億円の売り上げであり、1,000億円越えは時間の問題だろう。将来関東への進出があったときは当然この地域は拠点になるので、ひょっとしたら魚・肉類をストックする場所などもどこかに考えていかなければならないのかなという説明もありました。長岡からこっちの方はまだないそうです。

そしてこの先ほどの説明の中で、私のところに後日連絡がありました。52ページの中段より下側。先ほど説明をしましたが現在890億円の売り上げでありということでそのときは説明しましたが、ちょっと間違いに気づきましたので「現在600億円の売り上げで1,000億円越えを目指している」というふうに訂正をお願いしますという連絡がありました。皆様の方でもその点よろしく願いいたします。

また、売場面積が決まっている、シミュレーション、間取りなんかが出ているのでどのくらいの来店者、売り上げを考えているのかについては、20億円の売り上げがあつた地域で店舗維持には必要だと思いが、まだ現在のところはそこまでのシミュレーションになっていないので、当然、今後は競争になっていくのではないかと話でした。

また、市民会館でのイベント開催時の駐車場確保については、やはり軽々には話ができないので今後の協議の中で説明をさせていただければな、というふうな説明が主であったと私は感じております。

また、ララについての質問がありました。ララの影響があるのだがという質問がありましたが、それに対しては、旧町で立ち上げた商業施設の存続を守っていくことは大切なことだと思いが、そう簡単になかなかその商売を守っていくというのは大変なことであると、自身の経験に基づいた説明を幾つかされましたので、また、この中身を見ていただければと思います。以上で説明を終わりたいと思いますがよろしく願いいたします。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 2点ほどお伺いします。最初の2ページにララのことが触れてあります。携帯メールによる販促活動をしているがということは、それに対する周知のこととか、それからまだ人数が非常に少ない、会員が少ないというふうにして書いてありますけれども、そういうことへの質疑や、それからどういうかたちでPRはしているのか。携帯メールだけなのかどうかということがもしわかったらお聞かせください。

もう1点はウオロクの最後の3回目のところで、ウオロク側から来られての説明の中で、影響を及ぼすことはララについての質疑は随分ここには書いてあります。そしてそれによる効果としてララとここを結びつける活性化を図りたいという考え方も述べられております。しかし、旧六日町の歴史を考えたとき、今までずっと商店街として支えてきた旧仲町から上町に向けての291のところについては、ほとんど触れていないように思うのですけれども、そういうことへの配慮と、それからその説明があったかどうかということと、それに対して委員長として何か感じるがあったらお聞かせいただきたいと思います。

牧野産業建設委員長 まず1点目のメール配信についてですが、質疑についてはありませんでした。

ウオロクの方に入ります。ウオロクの部長さんの話ではララに対してのことではありますが、ララとの共存について、いいか悪いかは別としてちょっと一県民として話をするがという前置きの中で、ララのその整備は建物が表に駐車場がないので、そういう点がちょっとつくり方として失敗であったのではないかと。また、店の中が暗いので、大きなことをしなければなかなかあそこが、あの立地で繁盛するというのは非常に厳しいのではないかとという意見、説明があったと思います。

そして同時にやはり本当に核となるような大きな店舗、テナントさんと呼んでくる必要があるのではないかとララ自体にも言っておりました。これはこういうことだと思っているのは、大きなお店、例えばそれがどこなのか。服の安売りメーカーとかありますよね。今、中国展開しているような会社だってあるだろうし、そういうところを呼んできてララの本体、要はララの会社を残すのか、ということを行っている点もあると思うし、同時に皆さんがお聞きしたい、また皆さん懸念しているのは、商店街、中に入っている方たちいるわけですよね。そのところに対してどういうふう考えているかというのは、やはり努力をしてやっていかなければならないのではないかとというふうな説明だったと思います。ララ本体、街づくり会社を残すのと、また中のお店を残すというのは別の考えでもあるというふうな説明も私は感じられました。

あと上町商店街について、それはこういうふうな説明であったと思います。当然、ウオロクさんが出れば賃料が入ってくる。その賃料や固定資産税の収入をもって、地域の商店や商工会なんかの支援をして一緒に活力ある市を、中心市街地また南魚沼市を目指していくべきではないかというふうな答弁がそれにかわる答弁だったと思います。こんなものでよろしいですよ。

委員長としての私見に関しては、やはりこの場では差し控えさせていただかなければならないと思います。

笠原喜一郎君 2点ほどお聞きします。3ページの一番上段ですが、累積赤字4億6,900万円、残っている株式資本は3億6,300万円、未払金は1億1,400万円というふうにあるわけです。貸借対照表とか損益計算書は当然添付をされたと思いますけれども、未払金の1億1,400万円について、具体的にどういう性格の部分かという、そういう調査はされたかどうかというのをお聞きします。

それから29ページの六日町浄化センターの全体処理能力というふうにあるわけですが、これもこれが正式な文書として残りますので、私は直しておいた方がいいと思いますけれども。この約28トンとかそれから現在約16トンというのは処理能力としては全く違いますので、28トンは2万7,910立米、それから16トンについては1万6,500立方だというふうに思いますので、そのように訂正をしていた方が私はいいかと思います。

牧野産業建設委員長 まずララの未払金の1億1,400万円になりますが、個々についての、中身については資料の提出はなかったのではなかったかな。例えば期の途中という、3月末決算なので当然決算の中ではもう費用が確定しているけれども、例えば自動車税なんかちょっと送るとかそういうのがあると思います。そういうことでもありますし、説明について、税金の滞納、固定資産税等の滞納についての説明はあったと私は記憶しております。未払金の内訳ということではないですが、未払金の中で滞納があるというふうな説明あったと記憶しております。あと立米について・・・

浄化センターについてはちょっと軽々に返事ができないので、また後で訂正する場合はさせていただきたいということでもよろしいでしょうか。ちょっと調べてからするというご了解いただきたいと思います。

腰越 晃君 大変重要な調査を継続されていて敬意を申し上げたいと思うのですが、2項目を質問させていただきます。3ページの2番目ですねQ&A。Aの方でちょっと質問に対する答えの内容がちょっと食い違っているような感じもしたのですが、非常に注目すべき答えが入っています。先ほど委員長も報告しましたが、機構から平成28年9月までに借入金9億4,000万円の半額を返済しないと延滞金を取る、差し押さえをされると言われている、という項目があるのです。公開されている財政資料や何か オフィシャルのものですけれども、これには市の街づくり株式会社に対する債務負担行為といいますが、負うべき債務というのは出資金の3億円だけであると、ほかはゼロであるというような公開されている公の資料があるわけです。今後これについて、私これを見て非常に不安を覚えたわけですが、今後この扱いについて委員会として調査を続けていくお考えがあるのか。

それからもう1点。ウオロク社の出店について、3回ぐらいこの間委員会をされて調査をしている。これについてもきちんとやっているということで評価をしますが、ただ、欠けているのは、地元のいわゆる六日町の住民、市民の方々、あるいは商工会の考えというのが見えないのです。こういったものについて今後調査をしていくお考えが委員会としてあるのか。

それのところを委員会でもとめられているのかということについて、以上2点お伺いしたいと思うのです。

牧野産業建設委員長　まず1点目のこの機構からの28年9月までに　これの答弁は事務局長が行っております。そしてこれは、要は借入金ですね。要は県の機構の方から借りているので、それを返してくれないですかというふうな、一応の期限というのが決められておまして、28年9月までに9億4,000万円の半額を返済してくれないかというふうな説明があるというのは聞いております。事務局長の方は、当然相当の支援をいただければ無理である。またこれの・・・どこかにあったと思うが(「委員長、調査を継続していく考えであるのかどうかで結構です」の声あり)当然、これは委員会の中でまたもんでいかれることだと思しますので、調査を継続していくような雰囲気にならなくて、私の私見というのもちょうとあれかもしれませんが、委員の方ではそういうふうな気持ちが強いのではないかというふうに思っております。

また、ウオロクの方については、言われる点のこれから中心部の商店街とかそういうところについてどう考えているとかということですが、3回目の5月28日終了後にも、これからのような協議を産業建設委員会の中でしていくかについては、この6月議会の中で開会中に今後の調査方針等も委員会等でまた話し合っただけで決めていくべきではないかというふうな話し合いをしております。説明で結んでありますので、そのことから察していただければと思います。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議　　長　　休憩といたします。休憩後の再開は11時30分といたします。

(午前11時12分)

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、産業建設委員長・牧野　晶君より発言を求められておりますのでこれを許します。
なお、発言につきましては自席よりお願いいたします。

(午前11時30分)

牧野産業建設委員長　先ほどの21番議員の質問に対してですが、まず29ページの六日町浄化センター全体の処理能力についての詳細については、36ページの資料をご覧ください。そしてこの29ページの六日町浄化センター全体の処理能力である約28トンのうち現在約16トンで処理しているということになっておりますが、六日町浄化センター全体の処理能力である1日当たり約2万8,000トンのうち、現在1日当たり約1万6,000トンで処理しているということでご理解いただきたいと思います。以上、よろしく申し上げます。立米、はい・・・よろしく申し上げます。

議　　長　　社会厚生委員長・今井久美君の報告を求めます。

今井社会厚生委員長　それではお手元の資料に基づいて3月議会以降の社会厚生委員会

の調査事項を報告いたします。

期日は平成22年4月28日 委員の出席状況は9名全員であります。議長からも出席をいただきました。

調査事項は、1番目としまして高齢者福祉施設について。これは2カ所午前中に現地調査を行っております。1カ所目が苗場福祉会さんから運営していただいております特別養護老人ホーム「こころの杜」、これはユニット型の介護施設であります。もう1カ所が、市が直営で運営しております養護老人ホーム「魚沼荘」ということで、2カ所の現地調査を行いました。午後から事務調査を行いました。

2番目としまして地下水対策について。これも午前中現地調査を行っております。西泉田にあります「地下水熱利用システム」現場を現地調査、午後から事務調査を行いました。

3番目としてまし次世代育成支援行動計画 後期計画についてと、4番目その他ということで4点について調査を行いました。

調査の内容であります。各々関係いたします執行部の部長、次長、課長、魚沼荘所長、また関係いたします説明補助員から出席を求め、現地調査・事務調査を行ったものであります。

それでは1番目の高齢者福祉施設についてであります。まず最初に特別養護老人ホーム「こころの杜」において、ここでは地域の方々に、筋力づくり教室等で開放しております地域交流スペースにおいて、施設長から説明を受けながら施設内の視察・研修・調査を行ったところであります。ここでは自らが受けたいと思う医療と福祉の創造を基本理念に掲げ、それを具体化するため職員行動指針を日々復唱し、仕事に取り組んでいるというような話でありました。

平成19年1月に開設されまして、短期入所ユニットを含めまして全9ユニットで合計90の方が利用していただいております。その90人の行の「ただいている」というのは、これは事務方の消し忘れですので削除しておいてください。

入居者は要介護3以上の方がほとんどであります。非常に重度の方々を受け入れてもらっております。年齢は75歳以上が中心で85歳以上の方が約50人いらっしゃるということと、短期入所も85歳から89歳が半数を占めているということで、入居者のほとんどが南魚沼市と湯沢町ですので、市内の大変な部分を担っていただいているという施設であります。

主な質疑と答弁については記載してあるとおりですが、今後の整備計画について質疑がありました。これについてはミニ特養で29人、認知症対応型デイサービスで12人、認知症高齢者グループホームで18人、デイサービスセンターで25人ということで、これらの複合施設を含めまして来年3月の開設を目指し取り組んでいるというような説明でありました。

続きまして養護老人ホーム「魚沼荘」であります。これは午前中の現地調査では所長から説明を受けながら施設内の視察・調査を行い、午後から事務調査を行いました。

介護老人福祉施設は、常に介護が必要で自宅では介護ができない方が対象であります。平

成23年度末には現在の372床から500床に整備が進む予定であります。そのほか介護老人保健施設、療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護施設、地域密着型特定施設等、これらについて各々説明を受けたものであります。

特養の入所実待機者は今年の8月時点で422人です。特養の申し込み状況は重複カウントで951人。いずれにしても入所費用が安い施設の申し込みが多いということになっております。国の参酌標準では37パーセントを目指しておりますが、南魚沼市はこの整備が進みますと平成23年度末では41.5パーセントということになります。特養の待機者解消計画では、要介護4から5の待機者を優先解消とし、うち在宅の要介護度の高い方61人を最優先にしていこうと、こういうふうな考え方だということになります。

主な質疑と答弁いろいろありましたが1点だけ。「魚沼荘」の改築計画で長森運動公園を利用できないかと、こういうような質疑がありました。現在の「魚沼荘」の場所は土石流が心配される地域であり、平成21年度に県が調査して現在成果品を待っている状況だということで、今の施設を残したまま新しい施設ができないか。また、別の場所も念頭に置きながら湯沢町と協議をしていきたいというような説明であります。

続きまして2番目の地下水対策についてであります。これは午前中西泉田の市営住宅集会所、ここで「地下水熱利用システム」の屋根融雪・歩道融雪の実験箇所を行っており、ここで担当課から説明を受け午後から事務調査を行いました。この西泉田の実験棟については本会議でも話がありましたが、国交省からの2分の1の補助をいただいて工事費が約1,680万円、業務委託として山形大学に228万円を投じて実験を行っているものであります。

この地盤沈下について平成18年度実施の「地盤沈下低減対策検討調査報告書」では、年間沈下を2センチ以内に抑えることを目標として、第1ステップとして公共施設と事業所の46パーセントの節水。公共道路の検知器作動に対し35パーセントの節水ということで重点目標にされたところであり、そんな中で無散水融雪設備について実験を行っているものであります。

質疑と答弁ですが、2月10日に実験が始まったということで大分遅れました。降雪に対する実験ということであれば、遅くとも12月中には完成していなければならないのではなかったかというような質疑に対しまして、原因の一つは新潟県の体制がとれていなかったと。6月補正で決議して新潟県にお願いしたが、県の6月補正は終わっていて9月補正を待つて発注したと。またもう一つ、パネル継ぎ手に不具合が生じて工期が3週間ずれたということで大幅に遅れてしまったというようなことであります。

もう1点。平成18年の豪雪で6.3センチメートルの沈下があったと。そして環境省の調査・報告があった中で、高感度の感知器で節水していくというようなことと、第一、第二滞水層の井戸が多い中で、駅裏線等については井戸を掘る際に、第三滞水層に井戸を掘って地盤沈下のメカニズムを調査していこうということであったが、その結果どうなったか、というような質疑がありました。まだ、今現在、調査の結果が出ていないので、この点についてははっきり申し上げられないというような答弁でありました。

3番目 次世代育成支援行動計画（後期計画）についてであります。これは福祉保健部長からレインボープランに基づいて細部の説明がありました。平成15年7月、国において「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市では平成17年3月に「南魚沼市次世代育成支援行動計画」を制定し、今回の後期計画は平成22年度から平成26年度を期間として策定をされております。

主な質疑と答弁であります。この目標達成のための連携の持ち方を共通認識していかなければならないということで、計画の進捗チェックや公表はどうしていくのかというような質疑がありました。事業計画の連携については、庁内で評価委員会をもって毎年度の実施状況の把握をして評価していると。民間事業所の内容も含まれるので、きちんとした進行管理をしなければならない。策定委員会を残し最終的に実施状況の評価を受けたいと。進捗状況の公表については、公表することを前提で進めたいというようなことでありました。

以下、各々質疑と答弁がありました。既に議員の皆様方のところにも製本されたものが届いていると思います。具体的施策については執行部の各部、多くの担当課がかかわっているものであります。社厚の委員会だけでいいのか。また、もっと勉強する機会をつくってもらいたい。こんな意見も委員の方から出されております。

4番目 その他であります。有害鳥獣対策について。女性特有がん検診について、各々資料配付を受けまして説明を受けたところであります。

以上で社厚の報告を終わります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

以上で所掌・所管事務、継続調査に対する調者の報告を終わります。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時ちょうどといたします。

（午前11時43分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分）

議長 お諮りいたします。本会期中の請願を除く付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由の説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明にしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本会期中の請願を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成22年請願第3号 30人以下学級の実現、教育職員の人材確保、義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願及び、日程第7、平成22年請願第4号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願、以上2件を一括議題といたします。請願第3号を総務文教委員会に、請願第4号を産業建設委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第8、第8号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第8号報告 継続費繰越計算書についてご説明を申し上げます。南魚沼市一般会計継続費の平成21年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出の終わらなかったものにつきまして、次ページ記載の別記のように継続費繰越計算書のとおり通次繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告を申し上げますのでございます。

次ページに繰越計算書がございますのでご覧をいただきたいと思っております。それぞれ斎場改築事業、五十沢地区小学校統合整備事業、塩沢地区給食センター整備事業の三つの事業別に継続費の総額等々、記載をされておりますのでご覧をいただきたいと存じます。以上で第8号報告 継続費繰越計算書の説明とさせていただきます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

議長 日程第9、第9号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を議題といたします。説明を求めます。

企業部長 それでは報告第9号でございますが、継続費の繰越計算書についてというようなことで、下水道特別会計の継続費の21年度年割額に係る歳出予算の経費のうち、支出の終わらなかったものにつき、次の裏のページに記載のとおり通次繰越をしたものでございます。

この表は大和クリーンセンター水処理増設工事に伴っての残額を翌年度に送るというようなことで、10万1,500円ほど22年度予算に通次繰越をいたしました。以上報告をいたします。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で継続費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）の報告を終わります。

議長 日程第10、第10号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。説明を求めます。

水道事業管理者 それでは10号報告をさせていただきます。平成21年度南魚沼市水道事業会計の継続費繰越計算書についての報告でございます。21年度年割額に定める歳出予算のうち、支出義務が生じなかったもの1億5,549万8,605円を翌年度に繰越しました。地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告いたします。というようなことで、裏面の方に継続費の総額から始まりまして支払義務発生額2億6,541万7,664円、残額が1億5,000万円というようなことで、翌年度に送らせていただきます。

この主な原因としましては国県事業の翌年度送りというのもありましたし、市道においては拡張から改良に振り替えた分もあるというようなことで、そのほか請け差があるというようなことで次年度以降に繰り越すものでございます。以上です。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で継続費繰越計算書について（南魚沼市水道事業会計）の報告を終わります。

議長 日程第11、第11号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第11号報告 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。平成21年度南魚沼市一般会計補正予算第5号、第6号及び第7号の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成22年度に繰り越しをさせていただき、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条の2の規定に基づきましてご報告を申し上げます。

3ページ、4ページ及び5ページに繰越計算書がございますのでご覧をいただきたいと思っております。それぞれ事業別に金額、翌年度繰越額、財源内訳と記載をしております件数で29件、繰越明許費の総額は5ページの下段にありますように22億349万6,000円でございます。22年度に繰り越した額が20億7,049万2,000円でございます。国の補正を受けての地域活性化・公共投資臨時交付金該当事業それから地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の部分が多くの金額を占めるというものでございます。

なお、事業内容の資料を7ページから9ページに記載をしておりますのであわせてご覧を

いただきたいと存じます。以上で第11号報告 繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

議長 日程第12、第12号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第12号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明を申し上げます。本件は地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を説明する書類を作成し、議会にご報告を申し上げますのでございます。平成21事業年度南魚沼地域土地開発公社決算書及び平成22事業年度予算書の2冊を提出してございます。

最初に決算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。事業報告でございますが、1の事業概要ではこの事業年度に旧六日町病院跡地用地の全部701.21平米でございますが、これを南魚沼市に売却処分したものであります。この結果、平成21事業年度末の状況は資産合計で13億4,000万円余り、負債合計で12億円余りでございまして、保有土地の状況は6カ所、面積で15万7,354.54平米、帳簿価格にしまして12億7,000万円ほどとなっているものでございます。

2の業務報告では今ほどの処分用地についての面積、金額が記載をされております。

3の行政官庁許認可事項であります。該当がございません。

次に3ページ決算報告書をお開きください。収益的収支及び支出の部分でございます。(1)収入でございますが決算額の欄をご覧いただきますと、1の事業収入で公有地売却益の2,570万円ほど、2の事業外収益で受取利息、預金利息が12万715円、雑収入として土地貸付料ほか5万9,670円で合計2,590万円余りであります。

次のページ4ページですが(2)の支出の部分であります。同じく決算額の欄で1の事業原価、売却土地の原価が2,572万6,000円、2の販売費及び一般管理費で人件費及び経費でございますが、15万4,986円、3の事業外費用、事務費の利子分でございますが398円、合計2,588万1,384円でございます。したがって当期純利益が2万5,001円ということでございます。

5ページ2の資本的収入及び支出でございます。決算額のところでございますが(1)の収入では12億3,000万円の借り入れをしまして、(2)の支出で借入金の償還をしているということでございます。この年度で発生となりました費用のほとんどが支払利息であります。652万707円ということでございます。

6ページ、損益計算書をご覧ください。先ほどの決算報告書の部分が損益計算書として反

映をされていますのでご覧をいただきたいと存じます。

7ページ、貸借対照表でございます。資産の部では1の流動資産と2の固定資産の中ほどの二重線で資産合計13億4,100万円ほど。負債の部では1は流動負債で2の固定負債はありませんので二重線のところで負債合計が12億87万円ほど。資本の部では1の資本金が500万円、2の準備金が1億3,518万4,605円、資本合計が1億4,018万4,605円で最下段の負債資本合計が13億4,105万4,961円でバランスシートを構成しております。

次に8ページ、9ページでございますが、財産目録として資産及び負債をそれぞれ表示してございます。

11ページから14ページの(ウ)の公有地明細表であります。期首残高、当年度増加分それから当年度減少分、期末残高とそれぞれ表を掲載してございます。

14ページをご覧ください。期末の残高でございます。旧六日町病院跡地用地の完売ということで、記載の6件が年度末現在高の保有土地であり、残高ということでございます。

16ページ以降は事務所別にそれぞれ損益計算書、貸借対照表、お金の流れを示すキャッシュ・フロー計算書それから監査の意見を掲載してございますのでご覧をいただきたいと存じます。以上が平成21事業年度経営状況でございます。

次に平成22事業年度予算でございますが予算書3ページをお開きください。予算の実施計画明細書でございます。1の収益的収入及び支出でございますが、1の事業収益では見通しが立っておらないことから事業収益は計上してございません。2の事業外収益では受取利息を21万9,000円、雑収益として1万5,000円、3の特別利益では土地売却益を1,000円目出しといたしまして収入合計が23万5,000円でございます。

4ページでございますが、支出では1の事業原価はみっておりません。2の販売費及び一般管理費では人件費、審議会の委員報酬ほかになりますが、そのほか旅費等々をしましてそれぞれ計上をいたしまして137万9,000円に。3の事業外費用で支払利子2万2,000円、予備費を100万円計上しております。歳出合計が240万2,000円でございます。

6ページの2の資本的収支であります。1の資本的収支では13億7,000万円、短期借入金を計上しております。資本的支出では第1項の公有地取得事業費として支払利子ほかで1億8,880万円でございますが、基幹病院関連で医療福祉センター駐車場整備事業にかかる8,881平米の代行取得事業の部分で1億7,210万円の計上となっております。2項の公社債償還及び借入金償還金が12億円でございます。3項 予備費に400万円を計上しております。歳出合計が13億9,280万円でございます。

1ページに返っていただきまして第2条で収益的収入及び支出を、また第3条で資本的収入及び支出を、2ページの第4条で短期借入金の限度額を13億7,000万円と定めさせていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、なかなか回復しない景気の中で企業活動も停滞しているわけでございますので、非常に厳しい部分があるところでございますが、議員各位

におかれましても情報がございましたらぜひともご一報いただけるようお願いをして説明とさせていただきます。以上でございます。

議 長 質疑を行います。

今井久美君 南魚沼市事務所でも言ったことをまたここで言わせてもらうわけですが、大分、私らが議員になったときからは残高を落としてもらっています。本当に努力してもらっていると思いますが、多分六日町時代からいろいろ話があったと思います。私も総務文教委員で見たり、この前の南魚沼市の事務所でも現場を見て、やはり野世ヶ原の土地については今現在どうにもならないのではないかなというふうに思っています。それで金利が大分たまっています。時の執行部もそうでしょうけれども、やはり私はそのときの議会にも英断を下さなければならぬときがあったのではないかなと思っています。

これだけの金利になってもう取得価格に追いつくぐらいのものになっていますので、私はこの前の事務所の委員会でも大変な努力をしてもらって、財政調整基金を積んでもらっています。そこらの調整も大変難しいものだろうと思いますけれども、野世ヶ原については市で買い取って金利発生を抑えるというようなことも考えなければいけないのではないかなと。そういうことをずっと延長した中でこういう結果が発生してきていると、そういうふうに思っています。

大変、六日町時代のことで難しいものを引きずっていると思いますけれども、議会全体も年1回ここで示されて考えるだけではなかなかいきませんので、行政、執行部、議会ともにこのことについてやはり念頭においてどこかで英断を下すという、金利が発生するのを抑えるということを考えるべきではないかなと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

市 長 おっしゃっていただくとおりでありまして、今、億以上というのが長森が4億円ちょっと、野世ヶ原が3億円ちょっと、そして郵便局跡地が約2億円弱ですか。下薬寺堂が6,000万円、7,000万円弱。トータルしますと今説明しましたように12億円。その年間利息が600万円あるいは700万円、これは金利が上がればぼんぼん上がるわけです。

いずれそう遅くない時期に一括12億円処分ができるか、あるいは年度で若干分けるか、これは別にいたしまして、今ここで申し上げておきますけれども、私の今期の任期内に全部決まりはつけたいという方向で調整はさせていただきたいと思っております。まあ、100万円、200万円なんていうのは残るかもわかりませんし。

それから今ご説明ありましたように病院のところの駐車場用地の場合、これはもう県から後年度きちんと入ってくるということにはなるわけですので、これは別にいたしまして今、帳簿に載っております12億円ちょっとですか。準備基金が1億円ちょっと、これはお金でなくて帳簿で操作できるのだそうですし、それから積立金が7,000万円ぐらいありますので、これらも有効利用する中で遅くない時期に私どもの判断をさせていただいて、また議会の皆さん方からご理解賜りたいと思っております。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第13、第13号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長 それでは第13号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明申し上げます。まず説明資料としまして平成21年度の事業報告書、それから決算報告書、並びに平成22年度事業計画収支予算書がございます。3冊ございますのでよろしくお願いいたします。

まず平成21年度の事業報告でございますが、1ページ目をご覧くださいと思います。上段の方に記載されてございますが、21年度におきましても市道側が土砂災害のために交通止めになったということで、ロードレース時に開放しましたけれどもそれ以外は通れなかったというような状況でございます。当年度におきましては「天地人」の放映やら国体、それからジュニアサッカー大会が開催されたわけですけれども、非常に厳しい状況であったということでございます。

あわせてしゃくなげ公社としましては当初計画でございましたように、営業の経営改善に取り組むというようなことで、常用雇用者2名を臨時対応というようなかたちで対応させていただいたということでございます。以下一番目から次の2ページ目にめぐりまして14項目ほどそれぞれ事業報告がされているところでございます。以下ご覧いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に平成21年度の決算報告でございます。まず収入の部でございますが、2ページ、3ページ目をご覧くださいと思います。利息収入というのがまず上段にございます。これは基本財産が5,000万円でございます。それを国債運用しているということで、それによる利息収入でございます。60万円でございます。それからその下の事業収入でございますけれども、観光啓蒙普及事業から中段ほどのオートキャンプ場までしゃくなげ公社の事業というようなことで運営しておりますのでございます。

決算としましては予算に対しまして500万円ほど少ないということでございますが、その大きな要因としましては、特産品販路開拓事業収入これが当初700万円計画したわけですけれども、100万円ほどの収入になったということでございます。これはこしひかり紙の開発事業というようなことで、当初計画としましては需要を見込んで計画したところでございますが、実際はなかなかそれだけの需要がなかったということで、新たな、新規製造も行わなかったということで減額になっております。この部分につきましては支出においても同様に減額になっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に中段からちょっと下に受託収入がございます。この受託収入が1,200万円余りということになっておりますが、これは市の施設を公社に管理委託をしているものでございます。4件ほどございます。そのほかに緊急雇用対策として1件ございます。それから公園管理と

いう部分もございますが、これがゼロということでこれは民間の方から又請けというかたちで事業を請けていたわけですが、今年度におきましてはこれができなくなったということで減少になり、その分が減少になっているということでございます。

それから市の補助金、人件費ということで460万円ほど、それから借入金の200万円を行わなかったというようなことでトータルで収入合計で3,200万円というようなことになっております。

続いて支出の部でございますが、収入に対します各事業経費でございます。3ページ目の中段でございますけれども、そちらに先ほど申しました特産品販路開拓及び展示即売事業これが570万円ほど減額になっております。先ほども申したとおり事業をといいますが実際、生産注文というようなかたちをとっているわけなのでございますけれども、そのような需要がなかったということでこの部分の支出が少なくなったということでございます。

続いて4ページ、5ページを見ていただきたいと思います。5ページ目の下から3段目でございますが、それぞれの経費の積み上げにより3,100万円ほどの支出になっておりまして、当期につきましては36万円の黒字ということで前年度の繰越をあわせまして次期繰越が71万2,000円ほどになっているところでございます。

それから1ページ目に戻っていただきまして貸借対照表でございます。このような営業状況を踏まえながらそれぞれ資産・負債があるわけでございますが、資産合計の中でこの5,000万円というものにつきましては基本財産でございます。その上の貯蔵品これは今現在持っているこしひかりの原紙やあるいは製品それらのものやら、あるいはお土産品等の棚卸し材といいますがそれらの貯蔵品でございます。

未収金につきましては稲わらを販売した部分がまだ入ってきておりません。その部分が未収金になっているというようなことでございます。それぞれ当該におきましては正味財産としまして96万1,066円増えたというようなことで貸借対照表に示されているところでございます。

それから6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。こちらには正味財産の増減計算書並びに財産目録、8ページには決算認定書ということで監査報告をいただいているところでございます。

続きまして平成22年度の事業計画収支予算書をお願いいたします。めくっていただきまして1ページ目、こちらに事業計画が記載されております。この中では今年度につきまして次の2ページ目でございますけれども、こしひかり紙・和紙販路開拓事業という事業を緊急雇用対策で2名ほど雇用いたします。これに伴いましてこれにかかるこしひかり紙の販売戦略を整えまして、積極的な販売を行いたいというようなことで事業計画にも記載されているところでございます。

あわせまして9番目になりますけれども、これは昨年からも課題でございましたしやくなげ公社の新公益法人これが21年度の事業実績が出ましたので今年度中に実現したいというふうに考えているところでございます。

それでは2ページ、3ページ目をご覧いただきたいと思います。平成22年度におきましては平成21年度の実績をもとに予算を組ませていただいたところでございます。総額で5,100万円ということで1,100万円ほど増額になっております。この要因につきましては3番目、受託収入にございます、こしひかり紙・和紙販路開拓事業並びにサル被害防止パトロール事業これを新たに実行するために増加ということでございます。

支出の部におきましてはそれぞれ各事業ごとに昨年の実績をもとに事業をトータル的に予算を配分させていただきました。ということでトータル同じ5,177万5,000円ということでございます。

以下4ページから5ページにつきましては収入の内訳書でございますし、6ページから9ページにつきましては支出の内訳書になっておりますのでご覧いただければと思っております。以上で説明、報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけ伺いたしますが、先ほど説明がありました決算のところの特産品の販路開拓のところ、21年度はなかなか受注がなかったというようなことでありました。まあそうだったのかなということなのですけれども、22年度の予算を見ますとそれではいかんというようなことでまた当然予算化していますし、今、説明がありますようにこしひかり和紙販売開拓事業というようなことで、販路を開拓しようというような意気込みはわかるのです。けれども、前年ほとんど言っただけは何なのですか、100万円ちょっとぐらいしか受注がなかった中で、700万円、800万円の予算を入れましてあえてまた開拓事業をするのですけれども具体的にどんなことをやっていくのかという。これだけの公費といいますが、雇用対策といいますが、県から出るか国から出るか市から出るかは別にしまして公費が出ているわけなので、そこら辺のその評価ができるのか。これだけ頑張ったのだというようなことが、販売で売れば実績として出るのでしょうか。そこら辺の考え方をちょっと教えていただきたい。

産業振興部長 確かに昨年同様というか若干減額をして今年度も予算を計上させてもらったわけなのですが、その一つの要因としましては先ほど申しましたように、今年緊急雇用で和紙職人を1名、それから営業専門の方を1名、計2名雇用していくということでございます。やはり今までの体制の中で、しゃくなげ公社自体もなかなか営業活動といいますが余り活発にできなかったというようなところもございまして。このたびあえて職人だけではなくて営業マンを雇用したというのは、そこら辺を結局その需要を見つける、注文先を見つけるいろいろ市場調査をするというようなことも含んでもらった中でやっていただければなと思っております。

では具体的に何をやるかというのは前々から言っているのですが、地元でも紙製品が利用していただけないものかということで、前々から言われているのが例えば酒のラベルだとか、酒屋さんが3軒あるわけですから、そういうところにももう少し積極的に働きかけないだろうか。それから学校の体験教育といいますが、そういう部分ももっと積極的に底辺

を上げようではないかというようなことも当面いろいろ考えられていました。ところが、なかなかそれを実行する段取りがうまくその体制がとれなかったというような部分もございます。ここを今回はなるべく是正しまして、今年度からはその部分を今年と来年とありますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。その結果がうまくいけば評価として出るのではないかと考えております。

岡村雅夫君　　今ほどの関連でございしますが、当初私は在任特例のときに出た問題でちょっと覚えていたもので話をします。ある製紙会社に頼んでという話でしたが、今これを聞くと和紙職人をということでございます。そこで自分たちで漉いてそれを売ろうとしているのか、その辺がちょっとはつきりしないのですが、販路拡大だけであるのか、その工房にきちんとした職人がいてどんどん漉いて売ろうとしているのか、その辺ひとつお聞きしたいと思います。

産業振興部長　　ちょっと説明が足りなかったと思います。確かに今までは注文生産というようにたちでなかなか和紙の製造が地元でできないということで、大手製紙会社に要は注文先を見つけてから製造にかかったというかたちをとらせていただきました。

それも当然それに商売といいますかにのっかってくれるような先を見つけなければいけないというようなことでございまして、その部分も当然今年度も引き続きこのこしひかり紙・和紙を使っただけのところの販路開拓には努めていきたいというふうに感じます。その場合は、注文数が大きくなりますので当然手漉きでは無理でございますから、大手製紙会社に私どものこしひかり和紙の風合いが出るような紙作りをしていただくようお願いするつもりでございます。

岡村雅夫君　　この制度を始めるときにかなりその点で議論があったと思うのです。私はこの会計自体が非常にサービス業と申しますか、実際自分で何を作っているという部分は食料品というか食堂とかそういう感じで、あとはほとんど委託管理会社ですよね。そういうところでそういうのをどんどん誘客に図りながら、もう一つの事業であるこれを売り込めたらという程度でないと、700万円、800万円ということは一人なり二人を常用雇用してやるわけですから、ちょっと荷が重たいのではないかなというような感じを私は率直に受けます。

ですから、こういうのはもっと何といいますか、今度道の駅なんていうのも物産館みたいなのができるような話がありますがそういった分野の方々に任せて、この会社自体は実績からいって去年一番はやった時期ですよね。国体があったりいろいろした中で700万円の予定が100万円だったということ自体が、もうちょっと想定できない数字ではないかなというふうに私は考えます。ちょっと方向付けを変えていく必要があるのではないかなと私は今、率直に感じましたが、所見を伺って終わります。

産業振興部長　　ただいまこしひかり紙ということでいろいろご説明させてもらっておりますけれども、当然この前段になる部分につきましては、しゃくなげ湖畔開発公社の設立の目的にやはり観光振興、雇用の促進等々を図るということが謳われております。当然それを目指して頑張ってきているわけなのですけれども、なかなか場所等の問題もございまして

年々ちょっとこう減少しているというような傾向がございます。少しでもその歯止めになればというようなことでこの事業を導入した経緯がございます。ですからこれだけに頼るものでございませぬ。当然もともとはそのオートキャンプ、華やかしきころはそれをメインとしてやらせてもらったわけなのですけれども、やはり幾つかの観光振興を図るべく対策をとっていきたいというふうに考えておりますので、こしひかり紙というのはその一つの事業であるというふうにとらえていただければと思っている次第でございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第14、第14号報告 財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

教育部長 第14号報告 財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する資料の提出についてご説明申し上げます。地方自治法第243条の3第2項に基づいて市が出資している法人について、その経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。それではお配りしました資料に基づいてご説明したいと思います。

まず平成21年度事業報告及び決算報告書1ページをお開きください。21年度の事業についてご説明します。収蔵作品の企画展示については表記の4回の企画展示を行いまして、総入館者数8,951人でございました。続きましてスケッチ及び写真コンテストということでコンテストを行いました。スケッチコンテストについてはテーマを設けまして「八海山を描く」というテーマで行いました。応募総数139点でございました。同じく写真コンテストについては別にテーマを設けなく、実施しました。応募総数498点ということで、昨年度よりも応募総数74増えております。3点目、企画事業ということで3回のコンサートを実施しております。前年度は4回ということで前年度よりも総数77名減の296人という分になっております。

続きまして資料の5ページをお開きください。貸借対照表をご説明します。資産の部ということで主に固定資産の部分なのですが、資産合計1億2,892万6,998円ということで前年度に比べて447万1,999円の減になっておりますのは、減価償却によるものでございます。負債の部ということで長期借入等4,447万8,175円ということで差し引きますと正味財産8,444万8,823円でございます。

続きましてページ、8ページをお開きください。21年度の歳入についてご説明します。歳入合計については2,360万6,225円でございます。その内訳については表記のとおりなのですが、基本財産運用収入ということで日本容器工業(株)の投資有価証券による配当金ということが主で、これが250万円でございます。それと会費収入。それから21年度は寄付収入はございませんでした。事業収入ということで美術館の入館料、企画展等の収入、売店・喫茶の売り上げ等でございます。前年度よりも入館者数が減っておりますので事業収入につ

いては若干減っております。補助金については南魚沼市が1,100万円ということで補助金をいただいております。

それでは9ページ、歳出についてご説明します。歳出の合計は2,333万3,648円。説明すべき主なものということで人件費についてご説明します。役員報酬60万円これについては館長の報酬、館長1名の報酬です。それから給与手当ということで職員3名 学芸員1名、事務職員2名、3名の職員の給与手当ということで796万2,769円と。それから臨時職員2名、主に掃除だとか外仕事等でございます。81万5,200円というのが内訳になっております。

それでは11ページをお開きください。今までの説明の中で要点としまして7番、保有有価証券の内訳ということで日本容器工業(株)、5万株、取得価格3,000万円。それから8番、補助金の内訳、交付者南魚沼市、事業運営費補助金ということで先ほど説明しましたように1,100万円でございます。

続きまして平成22年度事業計画及び収支予算書をご説明します。1ページをお開きください。22年度のテーマとして「開館20周年に当たり一年を通して富岡惣一郎の画業を辿る」というのをテーマに一年間を三部構成で表現してみたいと思っております。一部としては3月から6月中旬まで、「理想の白を求めて」。二部、「鳥になって」ということで6月の下旬から9月いっぱいを考えております。三部として「故郷・そして雪国の移ろいを描く」ということで10月から年度末まで。ということで、開館20周年をテーマにちょっと頑張ってみみたいというふうに思っております。

続きまして2ページをお開きください。収入の部ということで収入合計予算では2,582万5,000円ということで21年度の実績をもとに予算を組んでみました。

ページ3ページ支出の部ということで同額の2,582万5,000円、これについて主にご説明したいのは先ほど説明しましたように、人件費ということでほぼ同額の館長1名、学芸員1名、事務職員2名、非常勤2名ということで人件費をもっております。以上でご説明を終わります。

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 ここ10年ほど私はここには行っていないもので申しわけないと思っております。この21年度の決算の中で、5ページになりましょうか、固定負債が若干ですが増えております、4,400万円。これだけの事業の中で大きい負債だと思うのですが、見通しがあったら教えてください。

それから有価証券の3,000万円という数字が載っていますけれども、今の何と申しますか時価の様子と申しますか、これについて調べてあたら教えてください。

社会教育課長 5ページの負債の関係でございますが、20年度と21年度は若干の黒字ということですので、理事長さんの計らいによりまして配当等については若干21年度は減ったものですから、その部分を寄附をしていただいております。そんなことで20年度、それから21年度については、それぞれ17万4,000円というのが20年度、それから2

1年度が27万2,000円ということで少しずつ黒字になっているということなのですが、その前のやはり18年度、19年度についてはかなり赤字になっておりまして、その部分の積み上げが負担になっているという状況でございます。

それから配当の方につきましては、今までは約1割くらいだったのですが少し減っておりまして、評価については私の方も詳しくは調べてはおりませんが、優良株だということで理事長さんの計らいで運用させていただいて、運用益をこちらの方に充てていただいているという状況でございます。

中沢俊一君 質問の仕方が悪くて申しわけありません。市中銀行から借りているこの4,400万円でしょうか、これは大分重たいのではないのかなと思っていたものですから、今後の見通しを聞かせてくださいということですし、有価証券の3,000万円ですけれども、もうしばらくたっているわけでありまして、今の時価をやっぱり私は知っておきたいと思えます。これは新聞を見ればわかるわけですけれども、当局からも抑えておいてほしい。そうでありませんと実態が浮かんでこないのかな、と思ったものですから聞かせてもらいました。以上です。

市長 北越銀行さんから4,000万円の借り入れ、あと4,400万円でしょうか。これは実際のところこのままの状況の中では返済のめどは立ちません。立っていません。北越銀行さんもこの設立等に非常にご協力いただいた中で、この部分も発生していたわけですが、そういうこともあって非常に好意的には扱ってもらってあるのです。けれども、今ではこれをどう解消するかということは、ちょっとまだ妙案が浮かばないというところがあります。

それから有価証券につきましてはご承知のように渡辺理事長の会社、日本容器であります。会長が基本財産の運用方法を、もうちょっといい一般的な預金だとか、あるいは国債を買うとかなどということではなくて、非常にいい条件といいますか配当の部分を利用していただいた。これは日本容器の株であります。これは非常に優良株でありますし、理事長さんがそういう旨の心積もりでこれを運用していただいておりますので、まずは心配要らないと。ただ、今、時価がどうなっているかというのは私も存じ上げていませんけれども、ほとんど間違いない状況だと思っております。

そこで、この4,000万円、基本財産としては3,000万円あるわけですが、例えば相殺するにしたって1,000万円残るわけです。1,400~1,500万円残ると。こういうことも含めまして実は皆さん方に前には申し上げましたが、生前、富岡先生がこの美術館の運営に支障が出るような状況になったときは、いわゆる僕の絵を売却してもいいよということはおっしゃっていただいているのです。そういうことも含めてこの財団法人「白の世界」文化村という部分の在り方そのものも、ちょっとやはり検討しなければならないとそういう時期に入りました。先般の理事会でも確かそういう議論が出ているわけでありまして、この辺も含めて早急に方向性を出して、きちんとしたかたちにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第15、第15号報告 専決処分した事件の報告について(斎工第1号南魚沼斎場建築本体工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第15号報告 専決処分をした事件の報告についてご説明を申し上げます。本件は平成21年第1回臨時会におきまして同意議決を賜りました、斎工第1号南魚沼斎場建築本体工事の工事請負契約の変更につきまして、市長の専決事項指定第3項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきましたのでご報告を申し上げます。

3ページの専決処分書でございますように、契約金額を985万50円増額させていただきました。請負契約金額を7億810万50円とさせていただいたものでございます。5ページに資料で建設工事変更契約書の写しが添付されておりますが、相手方は6ページになりますが高橋・カネ力特定共同企業体でございます。

工事の変更概要につきまして若干ご説明を申し上げます。8ページをお開きください。2の変更の内容でございますが、外構整備工事として暗渠配水管の増設、構内舗装の仕様変更、舗装面積の追加を、その他工事として雪囲い設置工の追加、遺体保冷库の追加、内外装工事としてのポーチ天井材の変更をそれぞれ記載の数量に変更するものでございます。3に変更理由が記載されておりますし、また9ページから関係の変更図面が添付されておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

なお、先ほど所信表明でもございましたが、工事は順調に推移をしております。9月1日の供用開始が予定されているところでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

塩谷寿雄君 公共事業になりますといつも、何かこう予算がこういうふうになって、また後で出てくる。当初の予算よりも上がって出てくるのですけれども、事前調査が足りないのではないのかなと思うのと、内訳を見ると雪が降る場所というのはもう当然ですので、そういったところで本当に当初の見積りから予算が上がるというのもちょっとおかしいなと思うのですが、その辺説明を。

当初の予算が出ているわけですね。総金額からすると70分の1ぐらいの1,000万円これから上がるわけですが、舗装が4センチから6センチになるというこの雪が降る場所だったら事前でわかると思うのです。そういったことを今後とも当初の見積りから出していってもらえればと思います。

市民生活部長 塩谷議員のおっしゃるとおりでございます。当初からそういったことで準備ができればよかったのですが、本体工事の方を優先して考えさせていただいたというふうなことでございます。当初、表層工を4センチと考えていたわけですが、これにつつま

しては小型の除雪機、ハンドワイド等の除雪機で対応できるのではないかと予定していたのですが、豪雪の場合はそれではだめだというふうなことで、6センチに変更させていただいたということでございます。

それから雪囲いも本当に当初からということでございますけれども、最終的に建物の配置等が確定した中で周辺の地理条件等を確認したところ、最低限この部分は必要だということで追加をさせていただいたということでございます。今後ますますといいますか今後そういった事前調査を十分やりたいというふうに思っております。

岡村雅夫君 事前に調査をしないで申しわけありませんが、当時の入札の段階での予定価格をまずお聞きしたいと思います。それから工事の変更について説明を求めますが、外構についての暗渠排水とかこういう問題は、取り壊して整地してみたら水がしん出してきたというようなことであれば、これは正当な増工だというふうに私は考えます。

構内の舗装については要するに舗装の厚みですよ、4センチであったのが6センチに今度はなるということですが、かなり広い駐車場でありますので、小型除雪機で木戸を片付けるなどという程度の品物では私はないと思うのです。事前にこういうのは計画 要するに設定が悪いということだと思います。業者はそれによって設計をしているわけですから、そこをひとつ当初計画がどうであったのか。本当に今説明したような小型除雪機で、あるいは流れ水でやる程度の考え方だったのか、その辺をひとつお聞きをします。

それから舗装の追加。これは既存の建物があったところでしょうか。既存の建物があったところをどう使おうとするかという計画があったのかどうか。要するに庭園とかそういうかたちを想定していたのかどうか。あるいは駐車場の量がなぜ足らなくなったのかとその辺ですよ。非常にこの部分についても説明をきちんといただきたいというふうに思います。

雪囲いについては追加というかたちですが、要するに増ではなくて雪囲いが必要という建物ではないという想定だと私は思うのです。先般の説明では耐雪構造だということでありました。自然落下ではないわけでありますので、雪が押してくることはないということです。その計画からいくと無用の雪囲いになりはしまいかと、こういうことに逆に言わせていただくということであります。

それから遺体の保冷库の追加。これは説明を受けた中でいくと、要するに動物の焼却は人の焼却時間にはしないということですよ。では、持ち込みはいつするのかということの想定がどうであったのか。それがために必要になった保冷库なのか。要するに作業のフローをどう考えていたのか。夏の暑いときにそこら辺に投げておいていいなんていうわけにはいかないということで、多分これが必要になったのではないかなというふうに思いますが、ひとつ答弁をいただきたい。

次にポーチの天井の変更。私はポーチというのは建物の顔だと思っているのです。一番最初に進入する場所でありますので、詳細に計画された設計が、なぜこういうふうに変更になるのか。設計屋さんとしてみれば不本意ではないかなというふうに私は思いますけれども、第1回目を終わります。

総務部長 一番最初にお尋ねの予定価格税抜きでございますが、6億9,408万円でございます。以上でございます。

市民生活部長 舗装構成の変更につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。そういった中で事前調査不足も否めないというふうに、私も反省しているところでございます。

それから舗装の追加の部分でございますが、この図面で見ますとA3版の左側の斜線が細かく引いてあるこの部分が追加になったわけでございますけれども、既設の建物を取り壊した跡を利用するということで、当初はここを緑地というふうなことで考えたいと思いますが、先ほども話があったように冬季間の駐車場確保には、こちらの方も必要だというふうなことで追加をさせていただいたということでございます。

それから雪囲いの追加につきましては、先ほど話させていただいたとおりでございます。本体は耐雪構造でございますのでその部分は必要ございませんが、地形、こちらの図面でいきますと上の方が山になっておりまして樹木等も接近しているような状況があります。そうしたところで雪囲いが必要だというふうに判断をさせていただいて、追加をさせていただいたというふうなことでございます。

それから動物の保冷库の関係でございますが、今ほど議員おっしゃられましたように、人の遺体の火葬についてはその時間帯は動物の火葬はしないという基本的なものがあります。それで当初はその時間帯で処理、朝と晩ですけれども火葬ができるというふうに判断しておったのですが、どうもいろいろ業者等から聞いてみますとお斎とかそういうものの関係で火葬の方の収骨の時間がずれる可能性があるということです。それがずれた場合は預かったのだけれども夕方動物の火葬ができなかったということが生じるということがわかりまして、それで一晩預かる必要があるということで、保冷库を追加させていただいたというふうなことでございます。

それからポーチの関係でございますが、議員おっしゃられるとおり建物の顔でございますので、この部分は何とか確保をしたいというふうな思いもありました。けれども、全体事業費の中で、今ほど説明したいろいろな変更点の総合的な判断の中で、当初はアルミ板を張るような設計になっていたのですが、その辺を設計業者と相談をしながらやむなく岩綿吸音板に変更させていただいたというふうなことで…(「安くなったのか」の声あり)はい。当初アルミ板だと平米4万3,000円ぐらいなのですが、岩綿の吸音板になりますと4,500円ということで10分の1ぐらいになってしまったのですけれども、機能的には十分果たせるというふうなことを考えながら変更させていただいたというふうなことであります。

(「説明のとき、上がった分と下がった分と、わけのわからない説明ではだめだ」の声あり)

岡村雅夫君 今、わけのわからんことを聞くな、などという話が聞こえましたけれども。そうではなくて、もう一つこの提示の方法として提案としますと、項目をあげてありますのでその項目に見合うお金の額も私は提示するべきだというふうに思いました。そうしないと今どういうわけか最後に4万3,000円が4,300円ならいいだろうと、こういう言葉が出

るのですよね。私はそうではなくて、それをではこういう効果のために変えたという話があるってしかるべきだと思います。

そして余りあちこち飛ばないように上から順々にいきますが、舗装については詳しい説明がありませんでしたけれども、すごい増工だと思うのです。4センチが6センチですから量的には5割アップですよ。いくらですか。項目ごとに全部お金を教えてください。そういうことを認めながら最後に4万3,000円が4,500円ならいいかという話ではなくて。

そしてもう1点、順次言いますが、緑地帯を考えているなんていう人が駐車場の量を計画してなかったなどということはないと思うのです。これはなぜそういうふうに変更になったのかという、明確な理由にはなりませんよ、今の話では。緑地を考えていたといいながら、では今あそこにそれほど駐車場が満杯になるほど、あそこへ滞在している人は多分私はいないと思うのです。今までより広い部分があるわけですので、なぜその1,000平米という

1,000平米といえば1反歩ですよ。1反歩の追加を出さなければならなかったのか。それで植栽の減額工事はそこへ出ますよ、そうしたら。緑地だったら。

雪囲いについても要するに耐雪構造で山側だけだということ今聞きましたけれども、実際山の雪が押してくるようなことがあるほど、近接はしていないのではないのでしょうか。そして耐雪構造であるとするならば。

保冷库の問題については、当然お客さんの都合では朝預かって夕方まで量が多ければ燃せないわけで、一体しかできないわけですから。当然格納というのは必要であったということ。保冷库は必要であったというふうに私は説明を受ければ感じます。

そしてポーチの件。設計屋さんがそれでいいというふうに提案ですかね。普通はそういうことしないでしょう。この項目について金額をひとつお聞きします。

市民生活部長 項目ごとの資料を今ちょっと整理していますので、後ほどまとめてお答えさせていただきます。

先ほどの舗装の追加の関係でございますが、先ほど話したように冬季間の部分というふうなこともありますし、もう一つは今回火葬の時間が今まで150分だったのが110分になるというふうなことで、湯沢の方あたりがその間、待っているのではないかなということもひとつ考えて、そのスペースの確保を追加させていただいたというふうなことでございます。

それから雪囲いの件は現場を見ていただいてあれですけども、こちらの図面の上の方は本当に山、なだれとかそういうことではございませんが隣接地がすごく迫っておりまして雪庇が張り出してくるというふうに私は実感しましたのでこういった部分。それから左手の方に管理室等がありますがそこに一部ありますけれども、これについても既設の敷地との段差がありまして、そういったことを考えるとこの部分は必要ではないかなということで精査した結果、追加させていただいたというふうなことでございます。

それからポーチの関係は設計業者と協議をしながら最終的に決定させていただいた内容ですが、建物の顔というふうなことはそのとおりだというふうに思います。そのほかの部分につきましては私冒頭申し上げましたように、今後の設計の中では十分な事前調査をしながら

極力こういった変更が出ないように努めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

岡村雅夫君 では総括的にお話をさせていただきますが、すべて設計屋さん任せではないということだと思っております。そして自分たちが使うとしたら、あるいは市民が使うとしたらという観点に立って、いろいろ最終的な部分でこういう詰めが出たのかなというふうにも私は考えます。

しかし、当然想定をしなければならないことであると。発注前にね、あるいは計画の段階ですよ。そういうのがやはり先ほどの調査不足という話まで言われるように、そういうことが出てしまわないこと。本当に貴重なお金を使わせていただくのであるから、それをひとつ。よく通年予算というような言い方をするではないですか、予算の場合は、もう補正も何もないがなと、これでもう順調に進むというような職員の中の英知を絞った 担当者だけではないですよ。担当者だけで全部網羅するというのはこれは難しいですよ。そうした中でいろいろそういう観点に立った知恵を絞って、それが反映できるような体制を構築しないと。これはもう悪く言わせてもらえば入札効果があったから、その範囲内ならまあ何とかなるから突っ走ってしまえ、というようなことで発車はしないようにしていただきたいということを、私はここで言いたいわけでありまして。以上です。

市長 今、岡村議員からおっしゃっていただいたことはそのとおりでありまして、私たちが特にこういう特殊な建築物、建造物につきましてはそういう技術者もおりませんので非常にそういう面では苦慮する部分があるわけですが、それは言い訳にはなりませんので今後はきちんと気をつけなければならない。

これは増額ですけれども、さっきみんな増額になるなどと、全部増額にはなっていません。やはり精査してそれは、必要がなかったとか、減額になるという部分もございます。すべて請負変更は増額だというふうな観念だけは取り払っていただきたいわけでありまして、いずれにいたしましてもこういう部分が今、私たちの市のやはり課題であります。

そこで、今年度から技術専門職の採用も始めたわけでありまして、こういうことが毎回起きるとは言いませんけれども極力少なくするように努めながら、専門職の養成にもまた努めてまいりますのでよろしくお願申し上げます。

市民課長 1項の項目的な部分ですけれども、おおまかな部分だけちょっと言わせていただきたいと思っておりますけれども。ポーチの天井であります、アルミ板張りセット645万円ほどから73万8,000円。それから舗装が4センチですと683万2,000円ですけれども、6センチで787万6,700円です。動物用の保冷库は65万円、雪囲い258万9,850円等が主なものです。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で専決処分した事件の報告について(斎工第1号南魚沼斎場建築本体工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第16、第53号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、及び日程第17、第54号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。2件についての提案理由の説明を求めます。

総務部長 それでは2件一括ということでございますので、第53号議案の方から順次ご説明を申し上げます。市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。この条例は職員の勤務時間それから休日及び休暇などに関して定めた条例であります。急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和が図りあえるような勤務環境を整備するということから、人事院規則の改正がございましたので所定の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表でご説明を申し上げますので3ページをお開きください。第8条の3は見出しのように育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について定めてありますが、下線の部分を削除させていただきたいものでございます。ここでは職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定めるものに該当する場合を除くという除外規定であります。規則ではその就業していないもので疾病など養育が困難な常態になく、産前産後でないそのものについては除くと定めておりますので、改正前は配偶者が就業していないとこの規定の適用はできませんが、これを削除することにより小学校就学前の子のある職員は、配偶者が就業をしていなくても早出遅出勤務の請求が可能ということでございます。なお、現在はこの請求に該当する者はございません。

第2項につきましては介護休暇の部分への準用であります。同様にカッコ内の部分を削除させていただきたいものでございます。

次の4ページをご覧くださいと思いますが、8条の4、見出しで育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限でございます。第1項は略となっておりますが、小学校就学前までの子どもさんのある職員は、配偶者が深夜勤務をしていない場合を除いてその請求をしたときは深夜勤務をさせてはならない。ちょっと回りくどい言い方なのですがそういう規定でございます。

ここに第2項を追加させていただくわけでございますが、右側下線の部分のように任命権者は3歳に満たない子のある職員が、養育のために請求したときは、第8条の2 これは正規のその勤務時間以外の時間において勤務を命ずることができるといわゆる超過勤務を命令することができるという規定でございます。8条の2、その災害を除いて時間外勤務をさせてはならない規定を追加するということでもありますので、原則3歳に満たない子がある職員が超過勤務を養育のために超過勤務はだめだと言ったときには、させてはならないという規定が追加になるわけであります。

第2項、第3項、第4項はそれぞれその項の追加による繰り下げを行うものでございますし、改正の部分は繰り下げによる引用の整理をさせていただくものでございます。

1ページに戻っていただきまして附則でございますが、人事院規則の施行日が平成22年

6月30日でございますので、同様とするものでございますし、2ページになりますが2項の経過措置につきましては、施行日以後請求する場合にあっては、実施日が施行日以後となる場合にあっては、施行日以前でも請求をすることができる旨の規定を入れてございます。以上が第53号議案でございます。

続きまして第54号議案でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部改正を地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受けまして、改正をお願いしたいものでございます。3歳までの子を養育する場合に休業することができるというのが、条例のもとの考え方で決まりでございます。

先ほどと同じく3ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。第2条の改正でございますが、この条文は育児休業をすることができない職員、いわゆる休業ができない職員を定めております。第1項と第2項を削る部分は、育児休業法で直接規定がされておりますのでこれを削除させてもらうものでありますし、第5項は配偶者が育児休業をしている職員、第6項では配偶者が専業主婦、主夫の両方ございますが、である場合の職員は育児休業等をすることができない規定でございます。これを削ることによりまして職員の配偶者の就業などにかかわらず育児休業等をすることができるようにしたものでございます。

第2条の2を加える改正規定でございますが、見出しで育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間とございますが、現行では配偶者の疾病など養育に支障がある特別の事情がある場合を除いて、再度の育児休業をすることができない定めがございます。改正では子どもの出生の日から一定期間、これを57日間人事院規則も57日ですが、生まれた日に産後の8週間を足して57というふうになるのですが、最初の育児休業をした場合であっても、特別な事情がなくても再度の育児休業ができる旨の規定というふうにするものでございます。

第3条では条例で定める特別な事情の列挙でございます。第1号は第5条の改正に伴う字句の整理、第4号は夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらず、育児休業計画書を提出して最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合に再度の育児休業をすることができるとする規定。第5項は子の出生の日から、先ほど申し上げました57日間以内に最初の休業をした職員は、特別な事情がなくても再度の育児休業をすることができることになったものにかかる字句整理でございます。

第5条は育児休業の承認の取り消し事由でございますが、職員以外の子の親 ですので配偶者です が、その子が養育することができることとなっても取り消し事由にあたらな いということでもありますので、養育することができることになってもその育児休業を取り消すことにはならないという規定でございます。

それから5ページの9条、10条それから6ページの13条の改正規定は、育児短時間勤務の規定でございますが、7ページの21条、22条これは部分休業についての改正規定であります。ほぼ育児休業の改正と同様でありますので割愛をさせていただきます。

2ページの附則でございますが、平成22年6月30日から施行したいものでございます

し、また2項の経過措置では改正条例施行に伴うみなし規定でございます。若干整理をしますと、育児休業については3歳に達する日まで無給で取ることができるということになります。

それから10条関係では育児短時間勤務と申しまして、小学校就学の始期に達するまで例えば一日、今は7時間45分の勤務でございますが、それを3時間55分にするとか、あるいは4時間55分にするとか、そういうことでその育児のための短時間勤務をするということができるといふ部分であります。これは給与については勤務時間に応じて減額されると。先ほど申しましたが正規は週に、普通の職員の場合38時間45分でございます。

それから19条関係につきましてはこれは部分休業でございます、小学校就学の始期に達するまで法律で一日につき2時間を超えない範囲で正規の勤務時間の始め又は終わりに、30分単位で部分休業ができるということでございますが、これにも給与条例の方では減額支給という、その部分は減額という定めになっております。

あと、ちなみに現在の育児休業の状況でございますが、若干ちょっとデータが古いのですが、4月1日現在でざっと見たところで育児休業が23名おると。追加で申し上げますと産休で17人ということで都合40人ほどがこの関連の法律の関係で休暇をいただいているという状況になっております。

以上、非常に説明しづらい部分でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

議長 2件について質疑を一括して行います。

牧野 晶君 非常に子育てしやすくするという趣旨だと思うのですが、いいことだなという思いがあるわけですが、一般の民間でここまでというのはなかなかないわけです。いろいろな新聞とかそれこそデーター、ネットいろいろなこと、あと周りの意見なんかを聞いたりしていると、やはり子どもができた女の人なんて、子どもができたから次、子どもを産んでから復帰できないというのが現実面であるわけです。その点はあるわけですが、非常にこういう恵まれた環境を作っていくというのは1点にはいい点もありますし、1点逆にそうならない民間の方たちからは、また疑問というか、市の職員はいいけれど民間にはどういふふうに波及していくのだと。

常に市の方は、私たちがやって民間に波及していくために先陣を切るとかそういうふうなことを言いますが、なかなかこの景気が悪い中でそういう状態ができないのが企業の体力でもあります。逆に今、市の方は端的に言えば、当然いつも子育て支援というのを拡充していかなければいけない点はあるわけですが、市の方はどういふふうに考えているのかについてもお聞かせいただきたいなという思いがあるわけです。民間の方にどういふふうに波及をお願いしていくのかについてお願いします。

総務部長 実は私も余りよく調べてなかったのですが、平成3年の5月に民間の方という言葉もよくないかもしれませんが、公務員以外の部分については ちょっとこれは法律が長いですが、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という法律ができておりまして、若干公務員の場合とは先ほど議員おっしゃった

ように優遇されていない部分があるということは否めないのですが、そういったことができいております。ですので、それを一生懸命ご活用いただくということでありましょうし、私どもの方でやっております男女共同参画の中でもワーク・アンド・ライフ・バランスということでございますので、そういう中で啓発をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

牧野 晶君　ちょっとまどろっこしい言い方をしたのですみませんけれど、法律ができたって実際はできないというのもあるわけですよ、要は企業の中で。こういうふうに市の方の職員待遇がよくなっていきますけれどこれからも、市の方も毎年、毎年、子育て支援の拡充というのはしていますが、もっとしていくべきではないかというふうな端的にはそういうことを言っているわけです。そういうのはこの細かい部分の中で言っていくのもあれかもしれませんが、そういう点についてもっとやっていくべきではないかという思いがあったのでこの質問をしたのでその点ご理解いただければと思います。

総務部長　すみませんでした。先ほど申し上げましたように、もう少子化対策というのは喫緊の課題だと国もそう思っていますし、市長も当然それで今、施策を行っているわけですので、各施策の中で実施をしていくものだというふうに思っております。以上です。

樋口和人君　すみません。1点お聞かせを願いたいのですが、53号議案の方の4ページの8条の4の、古い方で2ですか。現行ですと「災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く」というのが、これは削除されるということなのでしょうか。

総務部長　ここはその斜め上を見ていただくとわかりますが、8条の2の4、2項のところそこが付け加えられておりますので、条文の早いところでそれを決めておりますのでここを削除するというところでございます。以上です。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　長　第53号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　長　採決いたします。第53号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第53号議案は原案のとおり可決されました。

議　長　第54号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第54号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第54号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩いたします。休憩後の再開は2時50分といたします。

(午後2時32分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時50分)

議長 日程第18、第55号議案 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長 第55号議案 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。今回の南魚沼市学校給食センター条例の一部改正につきましては、現在工事中の南魚沼市塩沢学校給食センターが2学期から稼動することに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容については議案資料の新旧対照表でご説明します。3ページをお開きください。改正案のとおり第2条に南魚沼市塩沢学校給食センターを加えるものであります。附則といたしましてこの条例は本年8月1日から施行するものであります。以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 塩沢地域では合併のときには自校方式の方向で給食は行われるというのがあったと思うのですが、この塩沢の中学校とそれから小学校と、旧塩沢町の一番大きい地域がまとめて給食のセンターという名称になって給食棟というふうに聞いたような気がしたのですが、この条例の中では六日町、大和も一緒にひとつくりの条例の適用をされるというふうに理解されるのですけれども、そのことへの住民への配慮はどうなっているのか。

それからこれから学校の統廃合の中では、それぞれ石打それから上田地区なんかも起こってきたときには、生徒の減少の中ではこの塩沢の学校給食センターに統合させられるという方向はどうか、ということと2点お聞かせください。

教育部長 お答えします。今ほどの塩沢時代は自校方式という質問なのですが、塩沢からの引き継ぎのときに共同調理方式給食センターを、という検討をもとにこの答申はいただいて進めております。それで保護者説明はきちんとしております。

それから最後のこれからどうなるかの部分についてですが、残されたというか石打、上関、中之島、二つの上田については今のところ自校方式のよさを取り入れながら、その修繕の時期を見計らって検討していきたいということで、先をみた結論については出ておりません。以上です。

岩野 松君　　そうするとその旧塩沢地域以外についてはまだ検討されていないということですが、数字的に児童数からみると、今、塩沢給食センターの作る人数が10年ぐらいになると全部くるまれる数字かなというのを私はちょっと見たのですけれども。それはそれとしても、例えば各地域からこれから統合の話が出たりする中で、やはり自校方式をとるという声が上がったときには、そういう方向でも検討する余地があるかどうかもう一回お聞かせください。

教育部長　　平成28年を想定しますと今ほど岩野議員が言われるように、上関、石打、栃窪を加えますと1,000ちょっとということで、この給食センターが1,300の予定をしておりますから、そういうことは可能です。ですが、今一生懸命、学区再編の説明会ができていますから、その辺の結論が出ないのに今ほどのお答えは私としては今できない状態です。検討の中では全市的に見たときに一つの問題は、小学校と中学校のボリュームは違うということで、一つの案として塩沢地区の小学校の給食センターを考えた場合、六日町中と塩沢中を一緒にするというのも含めて、決定はしていませんがいろいろな角度で検討しております。以上です。

牧野 晶君　　ちょっと先ほどの答弁の中で確認なのですが、ちょっと私の記憶が間違っていたらそれはそれで指摘してほしいのですけれど。答申の中では今後、先ほど言われたとおり中学校は中学校、小学校は小学校。食べる量が違うのだから小学校は小学校で整備していくように、というふうな答申もあったような記憶が私はあるのですがそういう点。

それで確かちょっと記憶がはっきりしていないのですが、32年だか36年までの財政計画の中にはないけれど、というのもあったような気がしたのです。なので、それ以降というかまたそれ以前についてしっかりと検討していかなければならない点もあると思うのです。今のところどういうふうなその辺はスケジュールになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたい点はあるのですがお願いします。

教育部長　　今ほどのように確かに答申の中では、小学校、中学校とその分けるという六日町中学校も考慮してという文面が入っております。ただ、自校方式にするだとか塩沢小学校に小学校用を作ったときに、石打と上関を入れて三つにする方法、それから中之島に上田を入れる方法、事務局として案としてはあるのですが、この件については住民にというか保護者に説明してありませんので、いろいろ検討はしていますが慎重に発言しながら進めていきたいというふうに思っています。

牧野 晶君　　ちょっと要らないことまで答えられたなという思いがあるわけですが、要はあのときの検討委員会の議論の中では、上関、石打とかまた上田とかに関しては全然、意見を全然聞いていないわけですね。保護者の意見を聞いていない中で、今のは腹案かもしれませんが、そのセンター小学校を云々について上関や石打もまぜてというのは、余りいい答弁ではなく　腹案かもしれませんが、ちょっとそういうのが一人歩きしていくと、旧塩沢の議会の中では自校方式を守る決議とかもあったりしている中で、そういう答弁というのは余りいい答弁ではないのかなという思いがあります。ちょっと整合性が取れ

るように、整理を中でおかないといけない点はあるのではないのかなという思いがあるのですがお願いします。

教 育 長 今ほどいろいろお話がありますように、合併に際して旧塩沢町から私どもが引き継いだものと、それからそれを受けて私どもが給食センターの運営委員会で検討したものと、それがどうもちょっとごちゃまぜになってしまったかなという感じがいたします。

私どもが検討いたしましたのは、あくまでも塩沢中学校と塩沢小学校の両方の給食施設がいずれも老朽化が進んでいると。これに今現在、当面どういうふうに対応するかこういうことの中での検討でありましたので、議員のお話にもありましたが石打だとか中之島だとか上田だとかということは、この中では具体的な検討にはなっていません。したがって、私どもは繰り返しになりますが、塩沢中学校、塩沢小学校の二つの老朽化が進んでいる給食施設を統合して、この給食センターを作るということでいきたいと思っています。

なお、食数が減ったときにどうするかということは、一部このセンターの運営委員会でも議論が行われておりまして、先ほどの部長の答弁のように、そのときには例えば塩沢中と六日町中の学校給食をそこで担当するとか、そういったこともあり得るかなということであったというふうに記憶しております。以上であります。

牧野 晶君 非常にわかりやすい説明でありがたかった点があるわけですけど、ただその中でやはり答申の中とかいろいろな中で、塩沢小学校の給食の改修については、確かそれこそ今のところの財政計画の中にはないけれども、今後考えていきますよというふうな答弁もされたと思うのです。それは答申の中に入っているか、議事録の中のことなのか、ちょっと私も混乱していて記憶が定かではないので覚えていないのですが。と同時にそのほかの上関、石打、例えば上田というのは、全然、全然協議していないという先ほどの答弁があった中のこともあるわけです。そのところがうまく整合が取れるような説明を今後考えていかないと、余りよくないのではないかなという思いがあるので、答弁は要りませんがその点よろしくをお願いします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第55号議案 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第55号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第56号議案 平成22年度南南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第56号議案について提案理由を申し上げます。本補正予算は当初予算編成後の補助事業の採択決定、あるいは当初予算策定後必要が生じた項目につきまして行うものであります。

主な項目といたしまして評価替えの準備のための土地鑑定評価業務委託料2,612万円、県単乳児・子ども医療助成事業の通院医療費の対象拡大に伴い、9月から現在の小学校3年生までを小学校卒業まで拡大するための費用を、市の単独部分も含めまして1,624万円。この部分はまた後ほど説明いたしますが、県の場合は3人の子どものうちの1人という部分であります。市はこれを全員補助するというところであります。

それから子宮頸がんワクチン、予防ワクチンの接種を所信表明でも申し上げておりますように今年度、中学2年、3年まで拡大することに伴う費用4,540万円。雇用創出事業の追加分1,419万円、道路関係の国の交付金の決定に伴う道路橋りょう費の増額分2,300万円を計上いたしました。

歳入におきましては道路橋りょう費の増額分3,629万円。先の臨時会で議決をいただきました住宅リフォーム補助事業が国の補助事業に採択される見通しとなったことによる地域住宅交付金2,250万円 これは約45パーセントの補助率であります を計上し、不足額については前年度繰越金をあてたところであります。

なお、平成21年度の実質収支見込額は5億4,885万円余となりましたが、このたびの補正では財源として必要とする額5,511万円のみを計上いたしました。以上により歳入歳出予算総額にそれぞれ1億6,752万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を301億6,252万3,000円としたいものであります。詳細につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 最初に今朝、冒頭をお願いをしましたが、一般会計補正予算(第2号)につきましては丸正と記載のあるものをお出し賜りたいと思います。

16、17ページ、事項別明細書、3歳出からご説明を申し上げます。2款総務費1項3目、説明欄の丸をご覧いただきたいと思います。総合行政システム127万円ほどでございますが、子宮頸がん接種管理などにかかる健康管理システムの改修費でございます。

6目、これも右の説明欄をご覧いただきたいと思いますが、庁舎整備事業1,180万円でございますが、市長所信表明で申し上げましたとおりJAビルの耐震補強設計、内部改造を含めた実施設計を委託させていただきたいものでございます。財産取得費につきましては耐震診断分でございます。

7目の丸、交流事業費173万円ほどでございますが、日澳スキー交流100周年を記念し、姉妹都市でありますオーストリア、セルデン町の御一行15名ほどが23年2月ごろ訪日予定でありますので、それにかかわる経費の計上でございます。そのうちの135万円は地域国際化協会等先導的施設施策支援事業としての内示をちょうだいいたしましたので、日

喫協会に補助を行うものでございます。

その下の丸の地域コミュニティ活性化事業180万円では、新年度協議の結果、公民館分館事業を六日町地域において3地区のまちづくり協議会がモデル実施するための経費でございます。丸の企画補助・負担金では新潟空港整備推進協議会新規加入による負担金の計上でございます。

8目公会堂費45万円でございますが、うるおいの里みよりのトップライトの漏水の修繕料の計上でございます。

2項徴税费1目の丸の賦課徴収管理費2,612万円ほどであります。3年に1回の評価替えのための基礎データ作成である378地点の土地鑑定評価を委託させていただくための経費でございます。

次の18、19ページでございます。2款3項1目丸右の方の説明欄で丸の戸籍住基システム管理費72万円ほどは、戸籍システムを昨年買い取りからリースに変更したところでございますが、従来のリース分の計上もれがありましたので申しわけありませんがここでお願いをするものでございます。

3款民生費2項1目説明欄のところの乳児・子ども医療助成事業費、県単で635万円ほど、市単独で989万円ほどでございますが、9月1日から通院の助成が小学校3年生から小学校卒業までに拡大されることによる計上でございます。県は子どもさん3人以上で4,300件の増、県の補助対象外の2人以下の方々の部分が市の単独で6,700件の増、それぞれ所要の額の計上でございます。

2目の丸の児童扶養手当支給事業費894万円ほどであります。8月から当該手当が父子家庭に拡大されることによる計上でございます。大体60件の見込みとして3分の1の国費補助でございます。

4款1項3目、また丸の方で予防対策事業費4,660万円ほどでございますが、子宮頸がんワクチン接種が中学校1年生から中学校3年生までを対象とすることが確定をいたしましたので、これにかかる982人3回分の経費、及び従前、積極的接種が控えられておりました3歳以上4歳未満の日本脳炎予防接種の経費をそれぞれ計上させていただきました。

4目休日救急診療所費202万円でございますが、新型インフルの関連で10分の10の補助を受け、感染・防護キットと次のページ20、21でございますが、施設備品として空気清浄機、パーティションを購入したいものでございます。

4款衛生費では3月に借り換えが確定したことによる水道の水源開発分の元利、元金・利子の増減によりまして94万円ほど減額するものでございます。

5款1項4目で丸のところでございますが、雇用創出事業費1,419万円ほどでございます。県の緊急地域雇用創出特別基金事業の追加を利用いたしまして事業を行い、ここで9人ほどの雇用ができるものでございます。事業は住宅リフォーム事業、観光拠点施設立ち上げ事業、住民基本台帳と戸籍の文字の照合を行う事業の事務補助のほか、牧之通り誘客事業といたしましてNPO委託を行うための経費をお願いしたいものでございます。

6款1項2目農業振興一般経費317万円ほどは、サルの個体群調査継続及び新潟米ブランド強化対策として10分の10の補助を受け、JAみなみ並びに栃窪パノラマ農産への補助分でございます。その下の丸、農業振興対策補助事業の減額149万円ほどは、次の22、23ページ、新規就農者支援事業の取り下げと追加による減額でございます。丸の中山間地の部分では第3期対策基礎データの整備業務ということでございます。

7款1項2目丸のところではたたるの里設備管理費129万円ほどでございますが、水源となっております井戸のポンプの交換ほかをお願いしたいところでございます。

それから8款2項3目は除雪の部分で交付金が増額されたことによる財源構成でございます。

4目丸の地方道路交付金事業一般分と雪寒であります。事務費が補助対象外となるために当該相当額を委託費に配分をすること、並びに補助の内示に合わせての補正増でございます。

4項1目都市計画基礎調査事業費60万円の減額であります。県と協議の中で都市計画道路見直し調査を県で実施をし、市は3分の1を負担金とするということになったことによるものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。2目丸の方で景観計画策定事業100万円の増であります。浦佐毘沙門地区を予定しているところでございますが、基幹病院の関係で県の補助を受けまして天王町地区を追加したいものでございます。その下の丸、浦佐駅前広場管理費では駅東口受電施設のフェンスを修繕したいということでございます。

5項の住宅費では住宅リフォーム事業に国庫補助が充当できる見込みとなりましたので、それに伴う財源更正でございます。

9款消防費であります。丸の一般防災経費では塩沢地区の地域の目来田の空き家が危険であるということで、地域の要請から危険のないよう飛散防止ネットを取り付けるということでございます。

次の丸の防災対策事業費であります。FMを利用した防災訓練の放送の委託料でございます。

第10款に移ります。国際交流及び文化・スポーツ基金事業49万円あります。消耗品それから食糧費の部分はオレゴン州ユージン市の皆さんが来日する際の賄いの部分。それから中学生海外派遣事業の部分では、交通費の増額分を補正させていただきたいものでございます。

下の丸学校支援地域本部事業費であります。次の26、27ページでございます。大崎小学校で実施していただきました県からの委託事業ですが、委託料の減額からそれぞれ組みかえとさせていただくものでございます。

3項の中学校教育振興費でございますが、部活支援講師1名増による計上でございます。

4項幼稚園一般経費では浦佐幼稚園に正規職員の教諭を予定しておりましたが、臨時職員対応とするための計上でございます。

5項丸の公民館事業費では先ほど2款で申し上げましたが、地域コミュの方へ振替えをさせていただきますので減額をいただくものでございます。

28、29ページをお願いいたします。家庭教育支援事業51万円ほどでございますが、20年、21年度と文科省の補助で実施をしたきたところでございますが、継続要望からコーディネーターの部分を補正させていただくものでございます。

その下丸、重要無形民俗文化財指定取組事業101万円ほどは浦佐毘沙門堂裸押し合い大祭にかかる部分を23年、24年度で国庫補助事業として取り組むための準備作業にかかる経費を計上させていただいております。

6項保健体育費の丸の体育施設一般管理費64万円ほどは、浦佐グラウンドで簡易トイレの設置、それから大原運動公園内の野球場の水道管漏水修理、それからバスケット県大会にかかる備品の購入等を補正させていただくものでございます。その下の丸は事務委託料からの組みかえでございます。

次の給食センター方式事業費366万円は六日町給食センター、築10年になりますが、消雪施設及び機器の修繕でございます。以上が歳出の部分でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。2の歳入の事項別明細書でかいつまんでご説明を申し上げます。11款、13款、14款は歳出で申し上げた事業にかかる分担金、国庫、県の支出金でございます。

次の12、13ページをお願いいたします。第16款寄附金でございますが、記載の青木建設様、目黒建築様、関口恭一郎様、それから匿名ご希望の方お一人からそれぞれご厚志をちょうだいしたものでございます。

17款繰入金は国際交流及び文化スポーツ基金から中学生海外派遣及びユージン市受け入れの経費の財源繰入でございます。

19款諸収入では日唄協会への助成金を財団法人自治体国際化協会から受け入れるものでございます。

14、15ページをお願いいたします。第20款市債でございますが、地方道路交付金事業の事業増等にかかる部分を2,030万円増額させていただくものでございます。以上が歳入の部分でございます。

1ページでございますが、1条で歳入歳出予算の補正、2条で地方債の変更をお願いしたいということでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

中沢一博君 19ページの予防対策事業で、本当に我が市の英断で子宮頸がん、3年生ままでに。県下初かと思えます。本当に素晴らしい先駆けた施策かと思っております。その中で確認したいのですけれども、この予防接種のやり方をどのようにしてやられるのかという点をまず1点確認させていただきたいというふうに思っています。

そしてまた今現在、例えば申請しなければいけないわけですけれども、申請は6月11日だったですか・・・違いますね失礼しました。別ですけれども私勘違いしていました。この

点お願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

福祉保健部長　子宮頸がんの関係ですけれども、手法というなお話ですが、中学校1年生、2年生、3年生がそれぞれの指定の病院の方に行っていただきまして、そこで無料で接種ができるというような格好になります。時期的には今この6月がちょうど保護者だとか学校だとかそれから生徒への説明、そういったものをやっていますので、それが終了次第ということで7月のできるだけ早い時期から。年間で年度末までに3回の接種が必要になりますので、できるだけ早い時期に1回目ができるように、ということで今進めているところでもあります。

中沢一博君　そうしますとこちらの方で病院を指定して、全体で集団接種というかたちではなくて個々に任せるというかたちでのとらえ方でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい、わかりました。

佐藤　剛君　1点だけちょっと補足的にお聞きしたいのですけれども、21ページの観光誘客業務委託料ですけれども、多分これは当初予算にはなかった項目だと思うのですが、先ほどの説明の中で牧之通りの関連でNPOに委託というような説明があったかと思うのですけれども、その辺をもうちょっと詳しく説明していただきたい。

産業振興部長　それでは観光誘客業務委託料の件でございますが、これは窓口を湯沢駅に設けまして、そこに二人雇用を図りたいということでございます。主な仕事というのは牧之通りの案内業務のほかに、市全体の一応観光案内まで網羅したかたちでやっていただければというふうに考えております。当然インバウンド、要は外国人向けのPRもそこでパンフレット等を作って業務にありたいというふうに考えております。

寺口智彦君　17ページの調査整備事業費、JAビルの改修であります。午前中の説明でもありましたけれども、今年の10月に福祉保健部が引っ越しをするということについてこちらの改修の方が遅れるということですが、ここで設計業務委託ということになると実際の工事にかかるのも、今年度に工事をしてやるのかどうかというところをお伺いするのと。

その財産取得という部分で、JAビルの内の何かの部分が財産として取得せねばならないのかという部分をお聞きしたい。

それからあそこの土地部分については、JAからお借りをするというかたちになるのか、というのもお聞きをしたい。

総務部長　最初の工事の関係でございますけれども、予算を通していただきまして調査設計をさせていただきますが、どの程度の工事になるかというのがまだ現段階でははっきりしていません。お話を聞いている限りではかなりかかるかなと。例えば階段を設計屋さんを見ると、私は上がって何ともないと思っているのですが、非常に危ない階段だというふうなことも言われていますので、その辺をもう一度きちんとやってみないと何とも言えません。

ただ、事務方といたしましては10月1日に持ってくるべく準備をしておりました。来年度早い機会に一緒になりたいと思っておりますので、9月で工事費を補正させていただいて、直ちに工事に移って年度中に工事完成をしたいというような考え方は持っておりますが、調

査設計をしてみないと今のところはっきりした答弁は申し上げられません。

それから180万円の部分でございます。この後また申し上げますが、40年代に作った建物でございますので、うちが買うにしても何しろその耐震設計をしてくださいということをお願いをしましたので、その部分、農協さんからやっていただいた部分を財産取得費ということで支払いをしようかということでございます。

それから土地につきましては願わくば一緒には思ったのですが、理事会では土地については売却はしないということでご決定をいただいたそうですので、土地については賃貸をしていくという状況でございます。以上です。

牧野 晶君 同じ質問になりますが、まず17ページのその庁舎整備。62号議案が前にきた方がよかったのではないのかなという思いが1点あるのですが、負担付のこれがあって初めてどうなのかなと。流れ的にはそうするべきではなかったのかなという思いがある点が1点。

あとそれと17ページの下、賦課徴収、土地鑑定評価業務委託料ですけれども、これは補正で何で出てくるのかなと。当初に出してくればいいのではないかという思いがある点。

あとそれと25ページの防災訓練ラジオ生放送委託料ということですが、防災ラジオについてちょっとお聞きしたい。防災ラジオ、FMでやるわけですね。FMでやるのもそれこそ消防長には何回かちょっと話をしたり、消防訓練の中で話もしたりしているのですが、消防団の車にはFMラジオがついていないわけです。それはそれで消防無線でやりとりをするということがあるかもしれませんが、ただ、考え方として市民と情報を共有するというのも重要だと思うのです。災害時、支部にどういうふうな情報が流れているかというのを一番市民が知っていくのは。また、防災に市はこれだけ力を入れているわけですから、防災ラジオでやっていきたいという思いがあるわけですが、市の消防団が例えば防災ラジオを聞いて、それと同時にまた自分たちで独自で持っている、消防庁舎とか消防団の親方との連絡によって知り得た情報、両方を活用していくというのが当然重要なことではないかと思うのです。そういう点、防災ラジオについて例えば消防団についてどういうふうなお考えをしているのかも聞いていければと思います。以上よろしくお願ひします。

総務部長 一番最初の62号が先議でないかというようなお話でございますが、提出はいたしますが、議案の組むのは議長さんの方で組んでいただくわけでありまして、私の方で答弁を申し上げることはこれはできません。

それからFMラジオのことでございますけれども、卵が先かと同じで、私どもは防災ラジオをFM波を使って出すということでございますし、旧来車のラジオもFMがなくてAMだけというのがあったわけですが、今はほとんどFMがついておりますので、FMゆきぐにさんの76.2で防災波として利用するというコマーシャルをどんどんやっていって、それに合わせていっていただくということだろうというふうに思っております。

土地鑑定についてはお願ひします。以上です。

市民生活部長 今回の固定資産の鑑定の評価替えにつきましては、平成24年度から新

しい単価になるというふうなことで、この場合は23年の1月1日現在の鑑定評価を参考に決定するというふうなことになっております。作業的には今の補正で十分間に合うわけですが、議員言われるように当初予算で想定して乗せるべきだということは当然でございますので、3年に一遍ということで失念してしまったということでございます。以後気をつけたいと思います。よろしくお願いいたします。

牧野 晶君 2点わかりました。防災ラジオについては今の車FM必ずついているような認識ですけれども、多分買っているのではないという、新しいのにはないという点もあると思うので、そのところをうまく連携をとっておかないと、今後例えば消防車で買うのはFMラジオをつけていくとかそういうのが重要だと思うのです。そのところもう1回ちょっと確認のため聞いておいた方がいいかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

消 防 長 春の演習のとき牧野議員の方からご指摘いただきました。調べましてうちの管内、市ですが3台ほどFMがついているポンプ自動車がありました。これからは仕様の方でFMを入れたその仕様 今年度、湯沢町であります。1台が上がっています。今年度からFMを入れる仕様にする予定であります。今までのやつは、とにかく私どもそれ以上のうちの方から無線を飛ばすという特殊な指示方法がありますので、今までののはそれでやりたいという考えであります。以上です。

中沢俊一君 2点お願いいたします。17ページ中ほどの新潟空港の整備推進協議会。額は少ないのですが、ようやくこの辺の動きが出てきたなという気がいたしますが、市長にお伺いします。今県知事の方といたしますか、県の方といたしますか、対岸の誘客を含めてですけれども、あと我々にしてみればこれは上越新幹線の非常に重要なインフラになるわけです。それについての動きを教えてくださいということであります。

それから教育長に伺いますが、19ページ、先ほどの子宮頸がんの予防ワクチンの接種であります。なるほどこのウィルス60種ほどありまして、それぞれ病原性を持つものも持たないものもあるわけですが、普通ワクチンというのはこの何種類かの病原性のあるものを混合しまして打つわけでありまして。ある大手メーカーの日本でこれから売り出すのが70パーセントくらいの免疫力があると、防衛力があるという話でした。それこそ児童、生徒さんへの風紀の方の指導と重ね合わせまして、その辺のいい機会だと思っておりますが、具体的なその辺の指導、啓発の方法について考えがございましたら教えてください。

市 長 新潟空港整備推進協議会のこの加入についてであります。実はこれは昨年度からいわゆる空港に直接的な余り関係のないといいますが、この魚沼地域だとかそういうところにも全県の市町村が加入してもらいたいという県の方からの要請ありました。ただ、私どもも先ほど議員から触れただけのように上越新幹線活性化期成同盟会もあり、その中で空港の活性化といいますが整備促進協議会に加入して、では我々に何のメリットがあるのだろう。そういうことも含めて1年間検討させていただきました。

先般、県の課長の方からおいでいただいているいろいろ話をした中で、一つは今ちょっとずつ県も進めております医療観光ですね。これをきちんと基幹病院開設時にはやはり魚沼基幹病

院もその対象として取り組むという言質をいただいたところでありますので、そうであれば我々も加入して。今度はそればかりではありません、またいろいろのこともあります、一緒になってこの空港の利用活性化に向けていこうということで今回の補正ということであります。

そのほかにも、ここにちょっと資料ありますが、非常に20年度に比してもまた国内線も国外線も大幅に利用客が減っている状況の中で、県も非常に危機感を持っているわけであります。もう少し抜本的にやるとなれば、やはり新幹線を直接乗り入れるとか、そういうことも含めて検討してくださいというような注文も含めて、今回加入させていただいたところであります。また、いろいろその空港の利用法については我々も先ほど言いましたように全く恩恵がないという部分ではなくなるわけでありますので、多方面からこの空港利用についても考えていきたい。

それから韓国だかどこかに行く便については、県が費用負担をして非常に安いお金で行けるようになってきているのだそうですね、この加入した自治体の一般の方も含めて。ですので、今度は南魚沼地域の例えば会社で韓国旅行に行こうとか、そういう場合は県の方に問い合わせいただければ費用的にはある程度安い費用で行ってこられると、そういう特典もあるやに伺っております。これらも利用して、新潟空港の利用をもっともっとやはり我々も一緒になって伸ばしていきたいと思っております。以上です。

教育長 議員、ご指摘のように非常に微妙なところも抱えておりますので、市の保健師とそれから学校の養護教諭が連携してきちんとした指導をしていきたいと思っております。今現在の計画では保護者向けの説明等々は、市の保健師がやってく。ただその後、一人一人の生徒へのフォローとなりますと学校の養護教諭がしっかり当たる必要があるだろうとこんなふうには思っておりますので、申し上げましたように市の保健師と養護教諭がきちんと連携しながら正しい知識を普及していきたいと、このように考えております。

中沢俊一君 教育長の方からはぜひ、またそういう微妙なことですから慎重にやっていただきたいと思います。

新潟空港の件ですが、数年前の県知事発言でも基幹病院に重粒子線治療装置ということがございました。基幹病院だけではとても療養観光はまあまあ難しいと思っておりますけれども、そういうやはり先端治療を県の方で考えた上でのその療養治療であれば、本当にこれは市長の方から一生懸命アピールしながら取り組んでいただきたい。そんなことを申し上げておきます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。56号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第56号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第57号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第57号議案について提案理由を申し上げます。

本補正予算は収益的収入及び支出の補正、並びに資本的収入の補正であります。収益的収入の内容といたしましては営業外収益の他会計繰入金として、平成21年度補償金免除繰上償還に伴う借換えによりまして、水源開発起債利息相当分198万5,000円を減額し24億3,231万3,000円に定めたものであります。

支出といたしましては営業費用の総係り費の委託において、収納事務の外部委託化に伴う水道料金システムの変更により99万8,000円を増額し、21億8,585万8,000円に定めたものであります。

資本的収入の内容といたしましては、他会計出資金において平成21年度起債借換えによる変更に伴い、水源開発事業償還金事業債元金償還分103万9,000円を増額し、6億7,646万5,000円に定めたものであります。

詳細につきましては水道事業管理者に説明させますのでよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者 それでは57号議案の説明に入らせていただきます。

2条で3条予算の補正をしております。3条予算の総額から198万5,000円を引いて24億3,231万3,000円に改めるものでございます。それからその下の支出の部分でございます。先ほど来話がありました収納事務の改善、システムの変更というようなことで99万8,000円増というようなことで、収入が落ちて支出が増えるというかたちになります。そんなことで総額21億8,585万8,000円に改めるものでございます。

それから第3条で4条予算の補正をしております。収入部分でございます。補正予算額、予定額というようなことで103万9,000円の増でございます。これは先ほどちょっと、水源開発起債の元金を借換えによって、今までは元利均等というようなことで元金は三角定規で言えば底辺が広いところがありました。それで利子は逆になっている。それでまあ元利均等というかたちで。

それが今回の借換えに伴って元利均等というようなことになって、今までの残金をプールで割ります。そうしますと今までに三角がこうあったところ、ここらまで残っていると。これがやはりここまできちゃうというようなことで、103万9,000円ほどの元金が今までの年に払う金が多くなる。その分利子が安くなるというかたちになるかと思えます。そん

なことで3条では4条の収入を謳ってある。

それから3ページをちょっとお開き願いたいのですが、3ページは3条予算の明細でございます。水道事業収益というようなことで、営業外収益、これで他会計繰入金というような198万5,000円の減というようなことであります。それから支出の分、総係といいいますか総係費が99万8,000円ほど増になっている。これは全庁的な収納システムの変更。これはやはり消し込み作業をするために、今までは各々のところで会計が主に主体になってOCRで読ませてやっていた。これを全部全庁的なやつで、北越の方に今度は外部委託をしていくというようなかたちになろうかと思えます。それに伴う経費として水道システムを約100万円かけて直さなければならないというようなことでございます。

それから4ページをお願いします。これは4条予算ですが、資本的収入というようなことで、他会計出資金というようなこれは一般会計からの出資金でございますが、103万9,000円増というかたちになります。これが先ほど話した元金部分でございます。それから支出においては変更はありません。

それから5ページをお願いします。これがこの補正に伴っての資金計画でございます。受入資金としましては94万6,000円の減というようなことで、53億8,221万円。それから支払資金としまして、41億4,068万9,000円というようなかたちになります。相殺しますと、差し引きを見ますと補正予算のところは194万4,000円の減というようなことでございます。

あとは6ページから9ページまで明細書が出ておりますので、参考にひとつよろしくお願ひしたいと思っております。以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第57号議案、平成22年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第57号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、第58号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定についてを

議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第58号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

南魚沼市斎場につきましては昨年12月に条例改正を行いまして指定管理者制度を取り入れることといたしました。その後3月に指定管理者の公募を行いましたところ、市内外の4法人から指定申請の提出がありました。南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会を開催いたしまして、申請者によるプレゼンテーションを行い検討した結果、指定管理者候補として株式会社飛鳥が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の中ほど記の部分をご覧になっていただきたいと思います。1番の公の施設の名称は「南魚沼市斎場」でございます。2、指定管理者に指定する団体は所在地、南魚沼市塩沢799番地15、名称、株式会社飛鳥、代表者、代表取締役高橋喜一、3、指定の期間につきましては平成22年9月1日から平成25年3月31日までの2年7カ月とするものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。議案資料の説明を申し上げます。株式会社飛鳥から提出されました南魚沼市斎場事業計画及び収支計画書でございます。1の指定管理の理基本方針では人生最後の場にふさわしい接遇やきめ細かいサービスの提供に努める。こういった基本方針について定めております。2の施設の概要、それから4ページの方へ移っていただきまして3の年間利用見込み、4の業務の内容、5の指定期間、6の運営計画、これにつきましては私どもの方で指定管理者募集の際に市が提示した業務基準書のとおり記載になっております。

次に5ページの7、南魚沼市斎場収支計画につきましては9月からの7カ月分ということで、収入合計、支出合計ともに1,948万6,000円で、そのうち収入の使用料収入につきましては市の歳入というふうなことになります。支出の管理費及び事務費の委託料の中につきましては、初年度というふうなことで必要額の見込みが難しいことから、精算項目というふうなことで年度末に精算する考え方になっております。支出の中ほどの人件費でございますが、808万5,000円につきましては正職員2名、臨時職員3名というふうな見込みになっております。

続きまして6ページでございます。8の指定管理者の概要でございますが、株式会社飛鳥の概要が記載されております。ご覧になっていただきたいと思います。説明の方は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

関 常幸君 1点だけ伺います。これは指定管理者についてということよりもその接遇の対応についての視点から伺います。私はこの5月の連休に5人の方を1週間の間に見送りました。一人は私の同級生の奥さんでありましたし、一人は同級生のお父さんでありました。手伝いに1日行きました。そのとき斎場に行った方から、非常に斎場の対応とか職員の対応

が悪いな、もう少し言葉遣いが、というふうなことを聞いたのです。そのときは余り気にはしていなかったのですけれども、その後98歳の親戚のおばあちゃんが亡くなりまして、私は事務局長ということで中に入っておりました。実はそのときも親戚の東京の方が同じようなことを言ったのです。私は本当に胸が熱くなったり情けない気持ちになったことを覚えているのです。私は東京で3月には叔父さんを埼玉で見送っておりますので、本当に人生の最後にふさわしい納棺から対応をしてくれたことを、対比して思ったわけなのです。

それでその98歳のおばあちゃんは実はこころの杜でデイサービスに行っていて亡くなって、そこに私がお邪魔して遺体でこうしてきたのですけれども、私はこころの杜に行ったときに、何でデイサービスの施設で亡くなったのだろうかという、ちょっとこういう思いが実はあったのです。けれども、私がおばあちゃんと一緒に出てくるときに、職員の皆さんが全員何ていうかな、そろって見送ってくれて本当にそういう対応をしてくれたことにすごく感謝をして、それで私が思っていた不安は吹っ飛んだのです。

そういうふうに今ここに書いてありますように、最後のことが葬儀で行われたということについてちょっと思いがあったのです。それで9月1日からこれにかわるわけですので、このところを指定管理者に、十分研修なり指導をしてもらいたい。そして私が今言ったようなことを執行部、担当の方として今まで聞いていたのかどうなのか。最初にちょっとお願いしたいと思います。以上です。

市民生活部長　今までの斎場の運営につきましては、いろいろなご意見を伺っているということを承知しております。私どもは指定管理を指定することによってそういったことを一掃しようということで、選定審議会の中でもその辺を重点的に見ていただいて、今回候補者を推薦するものでございます。

今の業者につきましては葬儀業を営んでおりますので、そういったノウハウは持っているというふうなことでございますし、9月1日に向けて研修をするようにということで、今の段階から打合せをさせていただいております。市としても最大限指導をしながら、そういったことのないように万全を期していきたいというふうに思っております。

関　常幸君　市長にお願いいたしますが、今当然そういうふうなかたちでの答弁だと思いますけれども、本当にこの地域を作って私どもを育ててくれたそういう大先輩の方、また、悲しくして若い人も亡くなるわけでありまして。本当にここのところは、私も今までにもそういう問題は確かに話として聞いていたわけでありまして。今後は絶対のないように、そしてやはり年度途中でもそういう問題がいたらやはり、ぜひ、ここのところは注意をして直していく。そんなことを最後に市長から答弁をいただいて終わりにいたします。

市　長　今、担当部長がちょっと触れましたように、今までも何度か電話でご批判をいただいたり、あるいは手紙もあったような気がしますし、何らかありました。そのたびに、そういうことではということで、あそこに勤務しているこれは臨時職員でありますけれども、度々注意をしてきたところであります。一つはやはりああいう施設でありましたので、地元の皆さん方のそこへの就職といえますか雇用については十分配慮を　今までもそうい

う条件もありましたので配慮してきました。今後もそういうことについては配慮をするということに一応協定上なっておりますので、当然、全く専門家が全部入るということではありません。

そこで、今部長が申しあげましたように、そういうことが起きれば本当に取り返しのつかないという、やり直しができないわけであります。ですので、十分これをご決定いただいた上でまた代表者あるいは担当者とも話をした中で、そういう不祥事的な部分が出るということになりますと、これは年度途中であろうが契約期間であろうが相当の厳罰といたしますか、解約も含めてそういうことになり得るということはきちんと申しあげてやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。そういうことのないように一生懸命努めます。

樋口和人君 指定管理者の指定についてということですがけれども、先ほどの説明を受けた中で、いわゆる大体のところは市の方から応募してきた方たちに投げかけたことですよ。あと、その指定管理者の方についてはこういう概要ですよということなのです。私ども、もちろん当然選定審議会ですか、そちらの方で選定をなさってということで追認というかたちになるのでしょうかけれども、いわゆる私どもがでは比較といたしますか、どうしてここに決めたのかということところが今、実は出てきていないのですよね、皆さんの方から。

そうするとこれを決めたからというだけで、ではこの方が適当かどうかという判断を私どもは実はできないのです。それで、例えば実はこの方はこのところが優れていたとか、他の業者の方とはここが違ったということは、やはり言っていただきたいと思うのですが、その辺が公表できるようであったら多少でも出していただければと思います。

副市長 それではご質問でございますので、選定審議会の中での内容を若干かいつまんでお話し申し上げます。先ほど説明がございましたように、公募しましたら4社から応募がありました。3社は地元の企業の皆さん、1社は炉の製造メーカーの関連でございました。他の市内の応募者は建設業者が1社、それからこれは何になるんだろう、廃棄物の関係ですかの方が1社というようなことと、あわせまして今ほどお願いしております葬祭業の飛鳥さん、この3社。それから炉のメーカーの関連事業体の方は、県内長岡市でも建設してその指定を受けてやっているのだそうです。ほかにも県内に幾つかそういう施設展開をしているということでございます。

いろいろ面接をやってそれぞれ皆さんの意見を聞かせていただいたのですが、建設業者さん、それから廃棄物業者さんについては、私どもの質問にやはりきちんとした回答を得られるような状況ではなくて、お願いしても信頼性にちょっと欠けるかなという部分がございます、点数も低かったということであります。それから炉の関連事業体につきましては、県内でそうした事業展開をしていますので、やらせても私どももいろいろの業務の中では、これはもう信頼をおけるだろうと。

ただ、審査項目の中で人件費が非常に高かったということで、それにつきましては私の方で質問させてもらったのです。ちょっとはこの辺の人件費で私どももいろいろ相談はできる

状況にあるのかどうかということで質問したのですが、今言ったように県内のほかの自治体でもやっておりますので、そことのバランスがあってそう動かせないと。中には事業体の皆さんきちんと異動で回ったりするわけですので、そうなってきますとそうした状況もわからなくはないと。ただ、人数を一人くらい減らせるかどうかというようなことはおっしゃっていましたが、この人件費の部分が倍まではいきませんが相当大きく響きました。

結果的に飛鳥さんの受け答え、それからいろいろ提案の中でも動物の火葬の時間帯はやはり人間様と同じに燃せないというようなそういう提案もございました。そうした今までやっているようないろいろな社員研修の質問にもきちんと受け答えもできていたというようなことです。最終的にはそれぞれ委員の皆さんから採点をしてもらったわけですが、採点結果が飛鳥さんが一番よかったという状況で今回お願いを申し上げます。以上でございます。

市民生活部長 経費の面をちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども。今ほどの資料の5ページで収支計画が載っておりますけれども、飛鳥さんの場合は1,948万6,000円でございます。最後に残った富士建設工業の共同事業体については2,568万8,000円というふうな、大分この辺の費用が差があったということです。要は副市長が話しましたようにその大きな原因は、人件費がこちらの飛鳥さんは5人ですけれども、富士建設の共同事業体の方は6人というふうなことでそこが大きく違ってたと。以上です。

樋口和人君 聞いてみればなるほどなことだと思っております。それで私が結局言いたいのは、業者さんがどこだとかそういうのはいいですし、選定審議会の方々がどういう構成だというのも別に公表する必要はないと思っております。ただ、人数くらいの話と、あと例えば選定する基準はこれとこれとこれを設けたんだよと。その中で選定した結果がこの方ですよというその辺を言っていただくと、やはり私も賛成しやすいということだと思っておりますので、今後またつけられるようでしたらそういった資料を出していただければありがたいと思っております。

鈴木 一君 今、樋口さんからの質問で内容はわかりましたけれども、指定管理を認定するに当たりまして非常に懸念されたのが、市内の葬祭業者であります。湯沢も含めた中で当初8社だかだままとまってそれをやろうという話が出たらしいのですが、1社だけ参加しなかったと。それがこの飛鳥さんだったという話を聞いております。他の葬祭業者さんの心配というのは、どうしても我田引水をされはしないか、そういう心配をしているわけですが、先ほどの市長の答弁の中にそういう問題があったらきちんと対処するという話がありましたのでここで確認をさせていただきます。以上です。

市長 実は私もこの業者選定の前の応募の際に、でき得れば市内の関連業者の皆さん方が企業体を組んで応募してもらおうのが一番いいということは申し上げました。ところが、今、鈴木さんがおっしゃったことと別の方面からも全然一緒になれないと。ですから、この1社が抜けたとかという話とはまた別の話でした。例えばこの1社が抜けたのであれば、あとの7社はでは組んで出してくれればいいのですけれども、それがもう全部ばらばら。なかなかだめで、他の7社の方はだれもここに応募はなかったという結果でありました。

やはり、自分の会社の都合のいいようにいろいろやられるのではないかという懸念を持っていらっしゃる方もありまして、私のところに直接その話が来ておりますので、そういうことは絶対させませんと。受付、それらについては全部市の方に、最初はとにかくにも死亡届が出てきてそこから始まるわけですので、それを前後させるとかそういうことは一般的には普通でき得ないことでもあります。もしやれば、そういうことがあれば今議員おっしゃったようにもう即厳罰に処していただくということも申し上げて、きちんとした公正な運営に心がけてもらいたいと思っておりますので、またよろしくお願いいいたします。

牧野 晶君 収支報告書が出ているわけです。これは9月から3月までの7カ月分なので、これは1年だと、例えば次の年度は出ているのか出ていないのかについてお聞かせいただきたいのと、出ているようであればちょっと説明していただきたいなという思いがあるのと。

あとちょっと部長の方にはお話したことがあったのですが、大阪府だか大阪市で付け届けではないがそういうふうな類のがあったわけです。これは民になるからそれはもらってもいいのかとかそういう点の指導を、ちょっと細かいことすみませんけれどもそういう点はどうかについて。やはりもらうべきではないのかなという思いがあるわけですが、そういう点どうですか。

副市長 審査の項目の中には22年度の7カ月分、それから23、24と3カ年の経費の提出を求めてそれぞれ比較しております。その中で先ほど申しあげました炉のメーカーの関連事業体は、やはり一番各年度とも高いというようなところでございます。それからほかの建設会社につきましてもやはりちょっと高いというところと、安いというのが1件ありますが、若干安いというような程度のところと、相対的には飛鳥さんがということでございます。

炉の方で一番高いのが当初2,560万円、それから23年度が4,420万円、24年度で4,890万、約4,900万円であります。それから建設会社の方が当初1,629万円、それから23年は2,856万円、24年度で3,350万円。それから廃棄物関連会社の方で22年度が1,866万円、23年度で3,000万円、24年度で3,450万円。今お願いしている飛鳥さんが22年度1,940万円、23年度が3,330万円、24年度3,830万円というようになっています。

ただ、これは先ほども申しあげましたが経費の方は1年でやってみて、今年はそういうことで精算をします。そうしないと経費の方はむだをやって人間様を焼くなどということはもちろんないとは思いますが、どれだけかかるというのはやってみないとわかりませんので、経費の方は私も余り・・・しないで、人件費の方が一番内容的には大きいだろうというようなことで、人件費の方をかなり精査的にさせてもらったというような状況です。

市民生活部長 心付けの件でございますが、これは公の施設、指定管理という立場でございますので、一切もらっては困るということで指導していきたいというふうに思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第58号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第58号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第59号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第59号議案、市道の認定について提案理由の説明を申し上げます。今回の市道認定につきましては2路線を提案するものでございます。道路種別はいずれもその他で、起終点の地番、規模の延長・幅員、主な経過地につきましては記載のとおりであります。またいずれも地元行政区より認定申請が提出されておるところでございます。

それでは議案資料の図面で説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして3ページ、図面番号1でございます。東泉田地内の路線でございまして、県道大月六日町線を起点といたしまして、市道西泉田東泉田線に接続する路線でございます。その他市道ということで東泉田集落センター裏線、延長が55メートルでございます。この路線につきましては行政区より拡幅改良の要望が提出されておるところでございます。

続きまして4ページの図面番号2、これも東泉田地内の路線でございます。市道東泉田西裏線を起点にいたしまして、市道保々島線に接続する路線でございます。その他市道保々島2号線、延長が67メートルでございます。この路線につきましては冬季の除雪路線となっておりますところでございます。以上2路線の新規認定でございますが、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第59号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第59号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第60号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼市消防庁舎建設(建築)工事)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第60号議案 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本件は平成22年5月27日制限付き一般競争入札に付しました消防庁舎建設(建築)工事につきまして工事請負契約の締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案をご覧いただきたいと存じます。1の契約の名称は工事番号が南消工第2号、南魚沼市消防庁舎建設(建築)工事でございます。2の契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。3の契約の金額は5億5,965万円でございます。4の契約の相手方は高橋・島田・森下特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

5ページの入札調書でございますが、入札参加が3企業体ありまして、税抜き5億3,300万円が高橋・島田・森下特定共同企業体の落札でございます。落札率は98.46パーセントでございます。既に議案をご覧になっておられますので説明は割愛をさせていただきますが、次の8ページに工事概要が記載をされておりますし、9ページ以降に配置図、1階平面図、2階平面図、ペントハウス階平面図、立面図がございますし、3ページから6ページに仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧を賜りたいと思います。

なお、本件は湯沢町との事務委託契約に基づく消防事務の庁舎建設でございますので、市内のほか、湯沢町管内に営業所を有する方につきましても、特定共同企業体の代表者又は構成員となることのできる旨の公告をしているところでございます。

また、本件に付随する電気設備工事につきましては、六つの企業体が入札参加をされまして税抜き8,750万円、97.27パーセントで落札率でございますが、小島・関・岸本・ナミデン特定共同企業体が落札となっております。

もう一つ機械設備工事につきましては四つの企業体が入札参加をされてありまして、税抜き1億125万円、落札率97.02パーセントでNNC・サドヤ特定共同企業体が落札となっておりますのでご報告を申し上げます。

以上でございますがよろしくご審議の上同意賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

寺口智彦君 工事概要の8ページですけれども、この構造体 類という 耐震安全性ということでは書いてありますけれども素人で全くわかりませんが、この落札をした業者は構造体 類というものを作った経験があるのかどうか。それは調査したかどうかお伺いしたい。

総務部長 構造体 類と申しますのは耐震上で、例えば通常のものがレベルだとします

と、それよりも消防庁舎は当然強くなければならないわけでございますので、倍率をかけて類というふうにするといいますが、類の場合は通常のものよりも強固に作るというふうになっておりますので、設計上でそれが表されていくということです。したがって、それを作ったことがあるかどうかというのは私ちょっと承知しておりませんが、設計自体がそういう構造になるということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

塩谷寿雄君 落札したのは高橋・島田・森下のところですね。2番目の種村や元店というところと200万円の差で落札しています。先ほども申し上げたのですけれども、これ、また工事が追加になって200万円以上の追加工事が出たときに、この2番目で落札できなかった業者は泣くわけですけれども、そういうところは。

総務部長 設計書を作りまして、その設計書で例えばこの場合ですと一番上の方は5億4,000万円のできる。次の方は5億3,300万円のできる。その次の方は5億3,500万円のできるということでありまして、一つの同じものについてこう見ていただいたわけです。先ほど増工それから減額のものがありましたが、それは今のものをベースにしてあげるわけですので、議員おっしゃるような後で200万円増えたから当初のものとは違うではないかということにはなりません。ご理解いただけますでしょうか。以上でございます。

井上智明君 次の議案で多分大勢の方が手を挙げると思いますが、ここの議案で市長の考えを伺っておきます。設計価格というものに対する市長の考えをちょっと伺ってみたいのですが、落札率云々というのはすべて予定価格に対して落札率が表示されますよね。でも、市長もかつて政治家になる前は技術職員だったのでわかると思うのですが、当時はみんな職員が測量をして、設計をして、積算をして積み上げて、設計価格を組んだわけです。その数字にはある程度みんな自信を持っている、これができた製品に対して正札だと思っている。そういう面からするとここで97パーセント、98パーセントという数字が出てきていますけれども、実際はその正札に対してはもっともったかなり低い数字になってくるというふうに感じています。

それからその差、いわゆる赤札をつける。赤札は要は入札を管理する皆さんが審査をしてつけるわけですけれども、一般的に土木工事とか下水工事とかというと、この辺はかなりノウハウがあって大体この程度だろうということは予測がつくと思うのです。けれども、こういうふうな特殊な建築工事、この次も出てきますしさっきの斎場の問題もありますけれどもそういうものに対して、言っては悪いのですが余りノウハウがない皆さんが、知識のない皆さんが、この程度は何とかなるだろうということをその・・・予定価格を、どうやって決めるのかというその部分を、審査の過程までは要らないのですが、大体の審査の方法とかその辺を教えていただければと。

市長 今、議員おっしゃるように、設計をしてそして予定価格を決定する。以前はやはりいわゆる歩切りと言っていますけれども、特に単費でやる場合なんかは相当の歩切りをして予定価格を決めたりということはありませんでした。補助対象事業についてはそう大幅なものではありませんけれども、まあまあでもなかなかと思うくらいの歩切りはあったのです

ね。しかし、それはやはり今おっしゃったように国の方も当然ですし、設計者にしてみれば設計して積み上げてきて1億円かかると言ったのに8,000万円でできるだろうと、そんなばかな話はないなんて当たり前のことですよ。

ですので、今は何パーセントということは申し上げませんが、許容範囲内の本当に歩切りといいますが、その程度で納めております。そして価格は議員ご承知のように今は全部公表していますので。これもここにありますように5億いくらだったか・・・5億4,133万円ですかこれは公表して、さあこの中で皆さん方がではどの程度という部分をやっています。ですからこの予定価格が設計額とはそう大幅にかけ離れていることは、今いたしておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。

井上智明君 市長の明快な回答を聞いて安心したのですが、やはりものによりけりだと思うのです。消防庁舎とかこれから出てくる保育園とかそういうものに関しては、やはりある種特殊なもので、他のものより強固な確かなものが必要なのです。そういうものに対してはやはり安易にという言い方はよくないかと思えますけれども、やはり歩切りなんてことはしないで、積み上げた設計価格が正札なのだと。それに対して業者の皆さんがどのくらいでできるかという、そこからの競争であってしかるべきだというふうに思っていますので、今後ともその方針は貫いていただきたいということで質問を終わります。

岡村雅夫君 今ほどのことに関連しますが、今98.46パーセントという、予定価格についてお話があったわけでありまして。一般的に予定価格は公表ということが今やられてきています。そしてこれ以上安くしたら粗悪品ができてだめだというようなことで、最低制限価格というのが多分あると思えますが、その辺を公表はできるかどうかということなのですが。

なぜかと申しますと、非常に予定価格をどれだけ歩切りしたかはともかくとしても、98.46ということはほぼ2.5パーセント、1億円で250万円の問題です。そうしますと非常にぎりぎりの予定価格。普通だったら競争原理が働くともっと下がってくるわけです。それで先ほどの前段の議案で聞いた斎場が95.8パーセントですよ。95.8パーセントが今回98.46だということは、今ほど14番議員が言われますように、特殊な建物で非常に要するに削られてはできない要素があるというふうにとらえるわけでありまして。そういう点からして見て、この98.46は妥当というふうに考えていらっしゃるのか。

私はかなり業者さん大変な数字で、もうぎりぎり近づけなければできない。あるいは大変なことが起きるかというような感じで受けているのではないかなというように感じますが、最低制限価格等の加味した中で、いやもっと本当は下げられるわけだというような感覚を持っているのか。今回に限り最低制限価格は設けなかったというのかどうか、その辺をひとつお聞きいたします。

市長 最低制限価格はきちんと設けております。ただ、何パーセントだということとはちょっとすみませんけれども申し上げられません。一つ、去年発注しました炉の煙突の解体ですね。これは環境省の補助をもらったわけでありましてけれども、そちらの方からいわゆる最低の制限価格を設けないということを注文されましたので設けませんでした。そうし

たら半分以下くらいで落とした方いらした。これはもうまさしく大きな企業体といたしますが、大企業が一つくっついていましたからあれでできたのでしょうけれども、もう地元では自殺行為でありましてとてもあんなことでできるはずはないです。

ですから、私はさっきの井上議員の質問にもお答えしたとおり、よく今もてはやされていますけれども入札率が、落札率が80何パーセントだから、いや改革の成果があったとかそういうことをしょっちゅうおっしゃっていますけれども、あれは私は間違いだと。そうしてみんないわゆる業界の首を絞めて、そして不景気になって、その結果として会社がつぶれるということはいくらでもあるわけですから。ただ、別に特別の儲をどんと置いて、さあやってくれなどということはするわけありませんので、私は本来専門家がはじけばそんなに違う数字が出るとは思わないのです。ですから今回のいわゆる入札参加をしていただいた方も本当に少ない範囲の中で動いています。これが例えばあと1億円も減らしてやれるとか、5,000万円も減らしてやれるとかとなっていないわけなので、景気対策的な部分は別にしても私は本来それが正常な姿だと思うのですけれども、違うご意見を持っている方もいっぱいいらっしゃいますのですが、そういう状況です。

そして先ほどの井上さんのときちょっと答えませんでした。この辺のいわゆる業界の皆さん方はもうほとんど建築関連で、できないという技術はありません。特殊な部分になるとこれは別個ですけれども。ですから、ある意味では市内業者、湯沢も含めたこの地域の業者でこれからも予定される部分については、ほとんどができていくのだろうという思いであります。これはわかりませんが、そんな状況ですのご理解をいただきたい。

今の98.何がしという数値について適当か否かというのは私が申し上げることではありませんけれども、私にとりますれば設計額に相当近いことありますから、それはそれで結構なのでしょうという思いであります。

牧野 晶君 2点についてお聞きしたいのですが、まず1点はエレベーターがないと思えますけれども、エレベーターがない理由についてちょっと聞きたいのと、あとバリアフリーについてどういうふうに、ちゃんと対応になっているのか。多目的トイレとか書いてあったりしますが、ちゃんとバリアフリーの例えば障害者が来たときとかちゃんと対応ができているのか。そういう団体に聞いているのかどうかそういう点をちょっと確認しておきたいです。

消 防 長 エレベーターの関係ですが、荷物用のエレベーターは裏側に1基設けます。ただ、人送用のエレベーターは事務室が Jewel と接しています。車庫のすぐ横になっていますので、そこに至る経路はバリアフリーで車いす対応で上がられる玄関の入り口になっています。そういうことからエレベーターとバリアフリーに対応しております。エレベーターは要らないということで、以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第60号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼市消防庁舎建設(建築)工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第60号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第61号議案 工事請負契約の締結について(浦佐こども園建設(建築)工事)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第61号議案、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。本件は22年5月27日、制限付き一般競争入札に付しました浦佐こども園建設(建築)工事につきまして契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案をご覧いただきたいと存じます。1の契約の名称は工事番号がこども園第1号 浦佐こども園建設(建築)工事でございます。2の契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は3億6,844万5,000円でございます。4の契約相手方は井口・島田・桐生特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

7ページの入札調書でございますが結成企業体は4企業体でありましたが、入札辞退がありまして結果として入札参加が1企業体であります。税抜き3億5,090万円で井口・島田・桐生特定企業体の落札でございます。落札率99.98パーセントであります。

既に議案をご覧になっていますので詳しい説明は割愛させていただきますが、その次8ページ以降に工事概要、配置図、立面図、断面図等々がございます。3ページから6ページには仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

本件につきまして若干経緯を申し上げますと、本件は4月27日公告を行い、特定共同企業体の自主結成をしていただきました。5月20日に入札執行というスケジュールでいたところでございますが、結成をして参加申し込みをいただいた4企業体のうち、5月17日に一つの企業体が、翌18日に二つの企業体が辞退届出書を提出され、さらに19日にもう一つの企業体が辞退する旨の届出を出されるという事態になりました。建築工事の入札参加者がいなくなることとなりましたので、いったん辞退届出はお預かりをすることといたしまして、19日午後に本体工事の契約の成立を条件としていました他の電気、機械設備、削井工事の参加資格者を含め5工種の工事入札期日の延期を広告するとともに関係者にご連絡を申し上げたところでございます。

同日の午後4時から庁内の検討をしたところでございますが、本建設工事に対する考え方や設計の考え方に行き違いがあるのではということから、翌20日に工事担当課において四つの企業体別々にご説明あるいはお聞きした上で、改めて5月25日延期後の入札期日を5

月27日とした公告を行い、入札の執行をしたものでございます。

また、本件に付随する電気設備工事につきましては中には資料がございませんが、7つの企業体他が入札参加をされておりまして、税抜き3,040万円、落札率95.74パーセントで有限会社吉田電気の落札となりましたし、機械設備工事につきましては四つの特定共同企業体が入札参加がございまして、税抜き6,350万円、落札率99.07パーセントで拓越・ヤマト設備特定共同企業体の落札ということになりました。また、削井工事では3社の申し込みのうち1社が辞退されましたが、1,209万6,000円、落札率99.39パーセントで株式会社大豊地下開発の落札となりましたのであわせてご報告を申し上げます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 質疑を行います。

関 常幸君 認定こども園につきましては、浦佐の町の中に準備室ができて着々と準備をしておりますし、私ども浦佐の住民にとりましても保育園が手狭、幼稚園が老朽化ということで非常にこのことについては期待をし、1日でも早くスムーズにいかたちでいけばなということを私どもは思っておりました。そして今、こういうふうな経済状況でありますので、こういう仕事が地域の活性化にもなればというふうな一面も、私どもも皆さんも思っていたわけでありまして、今の総務部長の方から話がされましたように。

私はこのことは25日の臨時議会に当然出てくるだろうというふうに思っていたわけですが、今のような事態になったということは非常に異常な事態であったのかなと、今の話を聞いて再度思ったわけでありまして。そのところを今の説明ではどうも十分私どもが理解できないのです。今の業者、そして執行部側も当然法律に則ってやってきているということは重々承知しておりますし、このことが違反をしているということを言っているわけではないわけでありまして、そういう齟齬が出てきたとかいろいろな心配事があるわけでありまして。

工期が遅れるということはないと思いますけれども、私がいろいろ心配事というのは、これだけ今の資料を見ても、どこの業者でもできるだけ仕事を取りたいというのが辞退をされてきた。それはもう一つ価格が、仕事をして赤字になるのだろうというふうなのが如実に今遅れてきたこの中でも出てきているのではないかな、というふうな私は思っているのですけれども、そこらあたりの認識をどのように考えているのか。

市長が前段の議題の中でも話をされましたし、前の斎場の中でもいろいろ質問が出てきておりますが、根底に何かあるのかなというふうに考えざるを得ないところがあるのですけれども。そして言いましたように価格というふうなところで不安に思っているわけでありまして、お願いしたいと思っております。

副 市 長 それでは指名審査会の方をまた担当させていただいておりますので、私の方からちょっとお答えをさせていただきます。今ほど申し上げましたように申し込みの皆さんが全部辞退をしたというのは私も初めての経験でありました。そういうことで、いろいろ内容をちょっと調べさせてもらったのですが、今までの前のやり方ですとこうした入札には、

指名参加をされる業者の皆さんを集めて現説といいますが現場説明をやって、設計者とそれぞれ工事をやろうという、そうした皆さんのいろいろな話し合いが持たれて、そこで設計をする立場の人の設計への思い入れとか、あるいは町から町のまたそういう施設整備の思い入れとかそうしたもののいろいろのやりとりがあって、それらを踏まえてそれぞれの業者の皆さんが設計というか見積りを組んだというところでもあります。が、現在ではそうした業者の皆さんを一堂に集めてしまうと談合の助長になりはしないかというようなことで、今そうした現説はやっておりません。

したがって先ほど申し上げましたように、後でまた参加の皆さんに何で辞退したのかその辺の理由を聞いたり、また、私どもあるいは設計士のいろいろの思いを話したいために、それぞれ時間帯をずらして4社の皆さんから来て、そうした思いを、あるいは設計上のいろいろな微妙な何ていいますかそうしたテクニク的なもの等のやりとりをさせていただいて現在に至ったところでもあります。

先ほど申し上げましたように初めての経験でございましたので、すぐに私ども指名審査会を開催しまして、とにかく何で辞退したのか、辞退届は都合によって辞退というような文言でございましたので、内容をちょっと把握したいというようなこと。そして先ほども言いましたように設計士のそうした思い入れ、あるいは見積り上での勘違いが起こらないようないろいろなまた話し合いといいますが、そうしたものをやってその上で辞退届を撤回される皆さんがいれば撤回していただこうと。

もし、撤回がだめであればそれはまた次の段階として、今まで市内の業者ということにしておりましたので市外の業者にするのか、あるいは設計変更をちょっと組んで再度またやるのかというのは、それはまたその後の検討でありましたが。そういうようないろいろの検討をして、説明会をやった上で皆さんからもう一度ひとつ設定をし直してもらって、辞退届が撤回できるようであれば撤回して指名参加をいただきたいというお願いをしました。最終的には27日に入札を延期したところでもあります。20日だったですかね、1週間延期をして27日に実施をしたところでもあります。

その時点で1社が申し込みました。指名競争入札ですと1社だと入札はできないというようなことになっておりますが、一般競争入札ですと1社でもそれは可能だということです。この背景には指名ですとこちらから一方的に指名しますので、そこには競争原理が働かないと。一般競争入札ですと手挙げ方式ですので、そこでやろうと、やらないというあれはその時点で皆さんの方でやりますので、手挙げ方式1社であってもそこは既に競争原理が働いているというような、そういう観点で1社でもこれは可能ということになっております。そういうことで1社でございましたが、粛々と事務手続を進めさせていただいて落札をいただいた。

ご案内のように昔は指名をしますと、やっぱり何でうちが指名されなかったかというようないろいろのそういうあれがありまして、指名する方の心労も大変でしたし、また予定価格も入札までは絶対秘密でございましたので、その辺の管理も関係職員一同、本当に神経を使

ったところであります。現在ではもう公告と同時に予定価格を公表していますので、そういう部分では心労はなくなっていますが、そういういろいろのやり方もあるわけでございます。今回はそうしたいろいろの規定にはどこも違反しているというようなことではないというふうに考えて、今回の入札は適正であったというようなことに認識をしているところです。

関 常幸君 この中で市長から前段の説明の中にありましたように、専門家が入札をしていくわけですね。予定価格が3億5,000万円出ていて、やはり最初流れたというのは、これより相当高いお金が当然、札として入ってならなかったというようなかたちで、今のよう経過できていると思うわけでありまして。そこで、私は本当に素人なのですけれども、素人が見てもこの設計の中で丸いものを組んでいくという技術は、すごい大変ではないかなというふうに私自身思っているのです。そういうときに地元の大工さんとかが入れるのかどうなのかな、というのも率直にありますし、仕事をやった人が損をしたなどということがあっては絶対ならないと思うのです。

本当に市長が常に言っているように景気を良くするためには公共事業が大事なのだ。前倒しもしてやる、というふうなのが数字として出てきていないというのが、今回の場合如実に出ておりますし、副市長もこういうのは初めてだというふうなことも言っているわけでありまして。そのところが市長の今の説明の中でないわけでありまして、市長からそのところを。今言ったように法的にどうこうというのを私は言っているのではないのです。そのところだけお願いします。

市 長 これはなぜいわゆる4社ともすべて辞退という状況になったのかということとは、私は直接は聞けませんので、先ほど言った聞き取り、あるいは設計業者との打合せの中で、結局部材について設計業者はやはりいろいろのところを、当然歩掛り表に載っていないとか、単価表に載っていないという部分がありますので、そういうところを結局卸業者的なところに聞くわけですね。例えばこれはいくらでできると。それを業者は大体これくらいでできますよと。それを設計額として設計業者は上げたわけです。ところが、見積りをする皆さん方はとてもこんな値段で取れる自信がないといえますか、そういう部分が非常に大きかったというふうに聞いております。

そこで、いろいろ説明の中でそれについては当然設計業者がそれを設計したわけですから、設計業者がきちんとそこには話をして、それだけの値段で購入するということは100パーセント確約したかどうかは別にして、一応そういう方向で説明をして、ある意味ではそういうことを納得して入札に参加をいただいたというふうに私は伺っております。

ただ、私はこの一連の流れの中には一切、顔も口も出せませんし、出しませんので、詳細は確か副市長、あるいは総務部長、あるいは担当部長等がわかると思いますけれども、そういうことだったというふうに聞いております。やはり何ていいますか、思い違い、それから今お聞きになった屋根の丸くてこう傾斜がうまくついている部分。これがでは地元の大工が

大工なんて言うてはあれですね、地元の建築関係の皆さん方が下請に入れないではないかと。屋根部分はどうかはわかりませんが、別に柱も立てるわけですし、いろいろや

りますから、地元の業者の皆さんが入れないなどということはありません。

ただ、一つ特殊なのはご承知のように、これは城内の学校林の杉を伐採してそれを使用することになっております。その製材加工はもう特殊な部分しかできませんので、そこから今度は出てくるということですから、ここの部分については確か地元といいますか、建築業者が入ったりということにはできません。けれども、相当の部分は下請に出そうと思えば、地元のそれぞれの皆さん方で対応していける部分があるだろうと思っております。私もそこまでちょっと専門的な部分がわかりませんので、南雲部長が1級建築士ですから、その辺も含めてこの後補足答弁させますのでよろしくお願いいたします。

議長 発言は簡明にお願いします。

教育部長 この間、ずっとかかわってきた私も初めての体験で、結果として非常に責任を感じております。ただ、落札者がいたということで安堵はしております。それで端的にご説明しますが、今回の工事の一つの大きな要因は今までと違ったということで、前年度、先ほど市長も言われますように城内中の材木を使っております。ということで1社指名ということになる。これは地元の材木を使って、地元の教育施設というこだわりを持ってやったやり方ですもので、今までに例のないことでございます。

それで、先ほど副市長が言ったように、談合問題も含めていろいろ聞き取りができなかったもので、今回その部分を聞きましたらやはり1社指名ということで、なかなかその材木の部分が下がらないということだった。我々としてはそれをいくらしるなどということとはできないし、違反ですので、引き続き企業体の後にその材木の関連する業者を呼びまして、皆さんと一緒にこの理念を大切にしたい建物を作るわけだから、もう一度企業体の方から見積りをお願いしに来たときは、十分考慮してくださいよという話はしました。いくらいくらにまけるだとかという話はとてもできませんもので、そういう話をさせていただきました。

もう一つは設計事務所と企業体の食い違いについては、企業体は3社で組んでますから3社フルの諸経費を考えております。設計事務所とは諸経費の部分について額はわかりませんが、食い違いがあったものと思われます。トータル的におおまかな話をした結果、先ほど説明したように1社が落札していただいたということになっております。以上です。

関 常幸君 大変ありがとうございました。私も2歳になる孫がいますし、そして今年の5月に孫が生まれました。本当に今、就学前教育が非常に重要だと言われている中で期待をしているわけでありますので、ちょっと出だして大変だかなというふうに思いましたけれども、今の話を聞いて私のこれに対する技術にしては十分理解をいたしましたので、遅れることなく素晴らしい施設を作ってもらいたい。要望して終わります。以上です。

岩野 松君 非常にこの設計を見ますとユニークですけれども、まず、お聞きしますが、これは指定管理者がもう決まっています、そしてその指定管理者の思いでこの設計がされたと・・・この丸いその今までにない 認定こども園というのは大体、今までで初めて当市で行うのが指定管理になったということで、私はやはりまず最初は市が運営した上で指定管理にすべきだという思いでしたけれども、この子ども教育をするに確かに円形の、非常に夢

のある素晴らしい設計であります。それゆえに工事を受ける人たちへの今までにないことでそういう事態が起きたというふうに思っております。そういう中でこの設計は指定管理を受けた人の思いなのか、市側の設計なのかということをもまずお聞きします。

市長 どういうふうに今までの経過をご覧になっているかわかりませんが、この設計はいわゆるプロポーザル方式です。設計会社からそれぞれ案を出していただいて、それを地元の皆さんも含めた中でこの設計がいいと。そして費用も大体市が提示した中で何とか収まると。ですから指定管理者とこの設計のときのなど全く関係ありません。指定管理者はついこの間選定していただいたばかりでしょう。もう設計はその前にできているわけですから。そういう流れでできていますので、何て説明すればいいのか。そういうことですから、どういふに言ってみようもございませんので、それで答弁にさせていただきます。

岩野 松君 では経過はわかりました。それでも業者が非常に受けにくい、そして前任者では赤字が出るのではという懸念がある、という思いもあるような設計は・・・ここに選んだ特徴として、ではお聞かせいただきたいと思えます。

市長 選んだ特徴といいますが、それぞれ特徴のある設計案を出していただいたわけです。その中でこれが選ばれたわけですから、そのときの選定員の皆さんに聞いてみなければわかりませんが、そしてそれは委員会にもみんな示してあります。ただ、費用がどうだこうだというのはさっき部長がそこまで詳しく話したとおり、城内の学校林の杉を使う、これはこのことが前提にあったわけです。そういうための補助金をもらうとかそういうことも含めてです。ですから、それを今度は加工するのが1社しかできない技術であった。そこの意思の疎通が非常にまずかった。それで先ほど説明したとおりいろいろ説明したら、業者の方がこれで落札していただいたわけですから、その経過等について我々があれこれ口を挟む必要はありませんけれども、そういう経過です。そういうことです。

中沢俊一君 確認を含めて質疑させていただきます。先ほどの副市長の答弁の中で設計者が購入単価を補償するというふうに私はとってしまいましたけれども、ちょっとその辺について確認させてください。

もう1点ですが、地元産の杉を新しい工法で使うということで、私たちも現場に行って実物のサンプルを見てみたのですが、なるほど節にもくぎが打てる。端っこにくぎを打っても割れないと。反面これが何ていいますか、業者さんにしてみると強度に不安があるのではないのかなという見方が実はあるのです。この辺、強度についての確認はどの程度やっていますか、教えてください。

市長 先ほどの設計業者がその費用という部分は私がちょっと申し上げたので。そのことについては設計業者も、結局設計するときはその単価を採用したわけです。それが載っているわけですから、そういうことについてはきちんと設計業者としてもかかわっていきますと、こういうことでもあります。別に金を補償するとかそういう意味ではございません。

教育部長 構造についてご説明します。K E S工法ということで石造材と金物で組み立てる方式です。これは特許を取って全国でもこの工法で実績がありますし、実物も見て確認

しております。以上です。

中沢俊一君 2点とも私の勘違いもございましたし、おわびを申し上げます。1点目は私の聞き違いだったということによろしいでしょうか。はい。2点目は私の全くの認識違いでございました。おわびを申し上げます。

岡村雅夫君 何点が伺います。設計の経緯については当然設計コンペだということですが、プロポーザル方式で、このときの価格はこういった値段であったかひとつお聞きいたします。想定する工事費ですね。

それから、この応札に至った経過で非常に苦しい答弁をいただいたわけではありますが、かなり異例の入札だったということは多分価格が合わなかったと。ただ、今の説明で解消できたかという私は解消できていないというふうにとらえます。なぜならば、今この工法でアールではなくて楕円なのですね。楕円のこの工法で保育所等要するにそういった建築物を補助金でやる場合、標準価格というか基準があるかと思うのです。こういった特殊な工法、あるいは円形という非常に手間のかかる仕事ですが、こういった建物は多分基準内では収まらないと私は思うのです。そういった割り増しというのは特殊だということを受けられたのかどうか。要するにそういった内諾がいただけたのかどうか。それをひとつお聞きいたします。

それと今回の入札の中で、もう1項目入札がされておられません。機械設備のペレットについてであります。これはなぜかということをお聞きいたします。それを入れての総工事費ということですので、さっきのプロポーザルの価格との関係をひとつお聞きしたいと思います。

それから関連しますが、この落札率ですね。今、総務部長が99.98という価格 要するに落札率だということ。先ほどこれがあって前段の議案では質問したわけですが、先ほど、当然設計価格から歩切りをしていると思うのです。そして応札額が99.98ということになりますと、とてもとてもという数字をやっとそこに予定価格内にしたというふうには私は取ってしまうわけがあります。そうした中で私は今回のこの入札の結果は、法律どおりで有効だと言いますが、かなり無理があるなというふうにとらえますが、ひとつ所見を伺っておきます。

総務部長 ご指摘のペレットの部分であります。一番最初の部分では応札がなかったわけでございます。そこにはこの五つの中に入った方については、一つのどこかに参加した方については他のところは参加できないよという縛りが一個ありましたので、結果的にはそうなったのかなというようなこれは推測でございます。そういうのがありまして、先ほど申し上げましたように5月27日の方にもっていくときに、これだけは後でしょうということで27日にしなかったということだけでございます。

それから99.98パーセントが難儀だったかどうかというふうにおっしゃいますが、これにつきましては私ども市としては、難儀だったのかあるいは幅があるのかというのは、ここではとても答弁できる問題ではないというふうに考えております。以上です。

教育部長 では2点お答えします。まず最初に木造の手間がかかるという部分ですが、

先ほど市長が説明したとおり、設計事務所とその工法を持っているところで人工も含めて設計に入れてありますもので、大丈夫という設計を組みまして、それを企業体が取ったということで我々大丈夫と判断しています。が、我々の説明の中にその部分は何人上乘せしているという話ができるという状況の話ではないですから、先ほど言った設計の中に入っているということで我々は了承していただいたというふうに思っております。

2点目、設計コンペについてです。設計コンペについてはこれも市内業者ということで12社指名したのですが、7社が辞退して5社のコンペでした。それで審査員が13名の方でやってもらったのですが、概算工事費の部分についてだとか設計の部分については、事務局で予算上だとか正規の単価だとかということでそれを度外視して審査させてもらいました。

それを前提にこれから説明しますが、想定工事費ということで建築本体1,700平米で3億8,000万円程度ということで提示しました。ただ、これのほかに我々は学童保育を入れております。それからペレットボイラーを採用するというで上乘せになります。それから地場の木産材を使用するというで上乘せになると。その部分については各社見積もっていただいてこれに上乘せしていいですよ、という話をさせてもらいました。

それともう1点。これは先ほども、いっぱい・・・謝らなくてはならないのですが、想定工事費の3億8,000万円というのが5社いずれともちょっと厳しいよというこの時点での話でしたもので、我々事務局としては、ではどれくらいかかるかを含めて我々もそこは調整しますから見積もってくださいよということで、その部分が若干上乘せになっております。大体5社そう違わないかたちでの見積りになりましたから、それは妥当だなという判断をしております。ということで3億8,000万円に今の四つの要素を含んで建物本体を5億3,634万4,000円ということで予算計上させていただきました。以上です。

議長 本日の日程は本第61号議案が終了までといたします。

岡村雅夫君 ペレットの入札結果はなかったというだけでなく、質問回数が限られていますので、今後どうするかというくらいまではやはり言ってもらいたいですね。そして今コンペの額ですね、コンペの額が3億8,000万円と。総工費が5億3,600万円。5億3,600万円で今回の予定価格が一切ペレットまで入れてですよ、入れて予定価格5億452万円です、一切入れて。一切設計屋さんが設計しているわけです。ここで現にもう3,200万円弱の開きがありますよね。

私はやっぱりそうしたときに、ほかのいろいろなのと同じだという言い方をしていますけれども、このアールについてであるともっと特殊だというふうにとらえて、だから特殊なのを皆さんが選定したのですから、そうするとそれだけにやはり上乘せしなければならないというのは妥当なことだと私は思うのです。それをそのまま進みますと、大変な問題が起きるのではないかと予測します。今日、前段の話でも増工が一切ない公共事業を目指すという話まで市長がしているわけですから・・・そこがこれからの目標だという話までしているわけですから、ものすごくこれでは私不安ですよ。

厳しい厳しいと言って5億円そこそこで十分できます、ぎりぎりの99.98パーセントで

苦しいとはここでは言えませんなどという話は、私はその前にやはりいろいろな意向を聞いた中で、地元の杉を使って、そして地元の大工さんが携われて、そして地域経済効果が生まれてと。一番の問題のところであんなぎりぎりの問題が発生するということは、私はやはり何ていいですか、身の丈に合ったというか、そうではなくて予算を数倍、えらい割り増しの部分を求めたというふうに私は考えてしまうわけでありまして。

市長にひとつ伺います。もう仮契約しているわけですからこれはどうしようもないのですが、私はこのまま進むとやはり公の、公共事業というものが、要するに私は無理して取ってもらったと思っていますが、そのしわ寄せが設計変更を起こして安い仕事をするわけではないのですから、末端の業者に影響が起きるといって典型になっては困るなという立場で話をしているわけです。そして地元の建築屋さん昨日寄っています。そして何とか、このしゃばだから手間はいくらになるかわからないけれども、みんなしてしようではないかという話も出ています。するけれども、やはりある程度この不景気の中で足しっこまでしてするようなわけにはいかないというのが本音ですよ、皆さん。そういう点からしてみればこの議案にはなかなかスムーズにああそうでございますかというわけにはいかないなと。やはりもっと実情を知るべきです。落札業者もいるわけですし仮契約もしているわけですが、本当は仮契約する前にもっともっと詰める話があると思うのですね。

後段については私が討論に参加しますのでそこまではあれですが、こういった異常事態が起きないようにひとつ取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

市長　ひとつお断りしておきますが、設計変更が絶対起きないようにこの公共事業と。それは前段の中でいろいろあったそういう部分について、職員がなかなかまだ専門的な部分が足りない、そういうことを解消していくために、今年からいわゆる専門職の採用も始めましたということを書いていたわけで、絶対増工しないとか、絶対減額しないなどということはこれは申し上げておけませんし、申し上げられません。理由があればそうなるわけでありまして。

後段のその部分につきましては、私どももいろいろの状況があったわけですので、厳しかった部分は確かにあったろうと。ただ、いろいろご説明をしたり話をしたりしていく中で、応札をしていただいたということですので、それはそれとして。では、例えば地元の皆さん方が皆で協力していこう、だけれどもとても持ち出しまでしたなどと、確かに持ち出しまでして協力をしなければならぬということではないと思います。業界といいますか、受けられた方の中で実際技術的に自分たちの力が足りないからというのはだめですよ、これは。これは技術としてあるということですので自分たちも応札したわけですから。技術的な部分は抜いて実際結果としてこうだ、ああだという部分が出れば、それはそれこそあれです設計変更ですよ。下げるところがあるかもわかりませんし、上げるところあるかもわかりません。それはきちんとした現場の中でいわゆる設計業者と、そして監督と、施工業者ときちんと対応しながら進めていく。願わくばこれで大幅な赤字が出て大変なことになったなどということにはならないようには、十分私たちも気をつけながら注視していきたいと思っております。

岡村雅夫君 多分、市長も同じような認識だというふうに私は思っているのですが、ではその市長の歩切りの部分でちょっと話をしてみたいのです。やはり99.98パーセントでもなかなかやっとの歩み寄りだというふうに私は思ったのです。私、最近の入札はちょっとわからないのですが、入札は予定価格内でなければ落札できないというのがあると思うのです。昔はよく、どうしても、ということで予定価格以上で、要するに設計額くらいで入札をもしたとするならば、それで今度は昔は何ていうか随意契約というかたちですよ、不調で随意契約というかたちがあったかと思うのですが。そういったことなんかは有効なのか、あるいは考えられましたかということをお聞きしたい。

市長 おっしゃるように、昔はかけてみたけれども落とし手がないで、後で集まってもらってどうだとか・・・その額ですね、そういうことがあったかもわかりませんが、今はそんなことをやればすぐ談合だということになりますし、ましてそういうことを今するつもりはございません。

ただ、ただ、その見積りの段階で指摘があって、上げるべき工事費を上げてなかったとか、設計もれですね。そういう部分が見つければそれはまたそれなりです。それはだけれどもそうならば1回入札は延期をしてとかそういうことになりまして、落札をした後にそういうことが発覚したというのもあるんですね、あるのです。それはちょっとおかしいと。やれると言って受けていただいたのに、この部分が落ちていたからこれはどうだと言われても、それは金額として落ちていただけで設計上は乗っているではないかというような議論も、一時あったような部分が確か私はちょっと記憶しています。

ですから、これを落札者がいないから、おい、その中でちょっと工事費の例えば設計額の部分がどの程度の開きがあったかということで、その中でいいからやってくれなどということとは、これはちょっと申し上げられません。そしてこれは率を言われれば簡単なのですが、これも、これはちょっと申し上げられませんので申し上げますが、まさに、まさにそう問題にされる数値ではない。これだけは申し上げます。

笠原喜一郎君 2点ほどお聞きをいたします。私はそれこそ先ほど市長が何回か言っているように、この材木は城内中学校の学校林であります。議長も私もそれから黒滝議員も、若かりしころはそこへ慣れない草刈りに行って育てた木を使ったということで、地元の人たちはまあ本来ならば城内中学校の、という部分であったわけですが、この認定こども園に利用させてくれという中で、気持ちよくそれに賛同してきたわけであります。だけれども今、こういうふうないろいろなごたごたを聞いていると、我々城内地区の学校林を提供する身とすれば、非常に何をやっているのだという気持ちは持っていますので、そのことをこれから執行するについて、心してやっていただきたいというふうに思っています。

保育園と幼稚園、認定こども園というのは初めてだと。そしていろいろなペレットも導入してみよう、あれもしてみようということで非常に期待を持ってスタートした認定こども園でありますので、その部分をやはりもう一度気を引き締めてやっていただきたいと思っています。

そこで2点をお聞きしますが、これだけ大きな事業の中でやはりこの事業することによって地元経済の活性化に少しでも寄与できればという部分が当然あるわけですがけれども、長岡の長岡でしたかね、刻んでくるという話の中で、業者も連れてくるのではないかというような話をする方もいるわけですがけれども、その辺どうなのか。きちんとやはり地元の使われる、やられる業者を優先的にやっていただきたいというふうに思いますけれども、その辺の部分をお聞きいたします。

それから2点目でありますけれども、前の60号議案と61号議案のこの設計業者は同じ業者、設計者であります。これだけの大きな事業を受け持つわけですがけれども、当然、設計監理をしながらきちんとしたものを作って行くわけですが、けれども、この部分について懸念がないのか。私はそう大きな設計会社ではないというふうに思っていますので、その辺をどういうふうに考えられているのか、以上2点をお聞きします。

教育部長 地元の説明をして、地元の皆さんに説明をした中で、今ほどの話がよくわかりましたもので、肝に銘じていい仕事をしていきたいと思っています。

それと地元の大工さんができないのかという部分ですが、当初見積りのときにはその木材屋さんに大工さんの手間も含めて見積もってはもらっています。ただ、我々が企業体とお話したときに、我々の一番言わなければならない部分について、木工時については地元の大工さんを使ってくださいよということで四つの企業体に言わせていただきました。いずれもそういう方向で検討するというふうになっております。

それと設計事務所の件ですが、例を出しますと今回うちのこども園の場合、5社設計事務所がコンペしたわけですが、多分、消防の部分も同じなのですが、種村設計さんは一人の設計屋さんですね。我々は当然、構造設計はどこ、設備設計はどこと、一人でできないわけですからどこを協力業者として使いますかというリストはあげてもらっています。認定こども園の5社、5社とも自力ではできなくて、やはり協力業者を経て協力を得てまとめております。私の観点からすると、まとめ役をしながらそういう構造屋さんとか設備さんをまとめてやれば、大きな物件二つでしょうが私としてはできる範囲だなというふうに思っております。以上です。

笠原喜一郎君 後段の方の部分ですがけれども、建築に入った場合にその方が現場監督を当然していくわけだと思っておりますけれども、そのこと、大丈夫でしょうか。本当に前に今のふれ愛支援センターの部分でミスったことがあったわけですがけれども、大きな消防庁舎それから認定こども園という中で、その現場監督的な部分で懸念がないのか。その辺をもう1回お聞きをいたします。

教育部長 その辺、私の中にも懸念はあるのですが、その辺のないようにきちんと設計事務所を管理しながらやっていきたいと思うのです。その根拠としては種村設計さんが二つの現場を持ったときに、地元であるということと構造設計屋さんについては下請を出しておりますもので、当然設計監理の部分も協力を願って管理をしていくものというふうに思っています。

塩谷寿雄君 このたびいろいろ建物を作られるのですけれども、作るに当たってハートビル法なりまたユニバーサルデザインというものを作る前の段階でちゃんと取り入れていただきたいというのが、前から言っていることなのですけれども、常々そうならないときが結構あるので、それだけすごく気をつけていただきたいということは思います。

教育部長 設計については当然公共施設ということと、こども園ということと、今、発達特性を持ったお子さんたちも一体にみるということで、すべてバリアフリーになっておりますし、開口部も広く設計しております。また、工事中もし気付いて修正しなければならない部分があったときは、そこで修正してきちんとした対応をしていきたいというふうに思っています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 先ほどの質疑の中でちょっと言い足りない部分がありまして、ちょっと条件的な部分になるかと思いますが、ひとつ討論に参加させていただきます。

今、公共事業等で、先般の新潟日報にも出ていますけれども、私は公契約条例という立場から、ちょっとこういった大変な仕事のときに注意が必要かなという立場でひとつお話をしてみたいと思います。

今ほどの質疑の中でも選定の過程、あるいは入札の過程の中で非常に無理があったのではないかというような質疑が繰り返されました。そうした中で立場上でありますけれども、その99.98パーセントが苦しくあるとは言い難いと、こういうことも苦渋な答弁がありました。私はやはりこういった無理して取った仕事というのは、やはり元請としてみれば、企業体としてみればそれなりの経費も必要でありますし、また営利企業でもありますので適正な価格、利潤が必要なわけであります。そうした中で実効価格と申しますかで範囲内で発注をするわけであります。

そうした中で、やはり本当に末端で仕事をしている方々に、かなりのしわ寄せがいくようなことがあってはならないなという立場で、私は意見を述べたいわけであります。大工さんといえば標準単価と。それも協定単価とは大分かけ離れていまして、非常に低い値段で見られているのが現状ですが、それを積み上げた成果が今日の入札の結果であります。そうした中でやはり何とか私たちが生活ができる額を、末端に行き届くような指導を発注者側としてみればやっていただきたいということでもあります。

それがしいては市民の経済効果、そして経済情勢の好転につながる公共事業であってほしいなという立場であります。また、公契約条例という先進の野田市ではもう始まったようでもありますけれども、そういった観点でやはり調査等もしていくべきではないかというふうに

思います。

先ほど最後に申し上げましたが、本当に積み上げた額が設計額が、もし、ぎりぎりの線だったとするならば歩切りした分は大変になっているわけでありまして、その点から考えましても本当に効率的な運営をやっていただきまして、ぜひ、その仕事に携わった方々がよかったなという結果であってほしいという立場で討論に参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第61号議案 工事請負契約の締結について(浦佐こども園建設(建築)工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第61号議案は原案のとおり可決されました。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。次の本会議は6月14日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後5時25分)